

# 第21回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月18日(火曜日)  
午前10時

場所 東京會館 3階「ローズ」

書面又はインターネットによる  
議決権行使期限 2024年6月17日(月曜日)  
午後5時30分まで

## 目次

ごあいさつ	1
株主の皆様へお伝えしたいこと	2
第21回定時株主総会招集ご通知	6
議決権行使方法のご案内	8
株主総会参考書類	10
第1号議案 剰余金の配当(第21期 期末配当)の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額決定の件	
第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件	
事業報告	40
連結計算書類	70
計算書類(単体)	73
監査報告書	75



ライブ配信・事前質問のご案内



- 事前ご質問・ご意見をお受けいたします。

2024年6月11日(火曜日)  
午後5時30分まで



- 株主総会の模様をインターネットによるライブ配信でご覧いただけます。



詳細は別紙「事前ご質問・ご意見の受付及びライブ配信のご案内」を参照ください。

双日株式会社

証券コード2768

## ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年は、当社が発足20周年を迎える節目の年となります。当社が次のステージへ進むため、社長は植村氏に引き継ぎ、私は会長に就任し、社長をサポートする体制といたしました。

今後も新社長の植村と共に企業価値向上に努めてまいります。

代表取締役会長CEO 藤本 昌義



2024年4月1日付で社長に就任しました植村です。2024年度は、新たな3ヶ年計画である「中期経営計画2026 ~Set for Next Stage~」の初年度となります。2030年に目指す「事業や人材を創造し続ける総合商社」に向けて、この3ヶ年を「双日らしい成長ストーリー」の実現を追求する期間とし、新たな価値を生み出し続けることで、次の10年、20年の成長を実現してまいります。

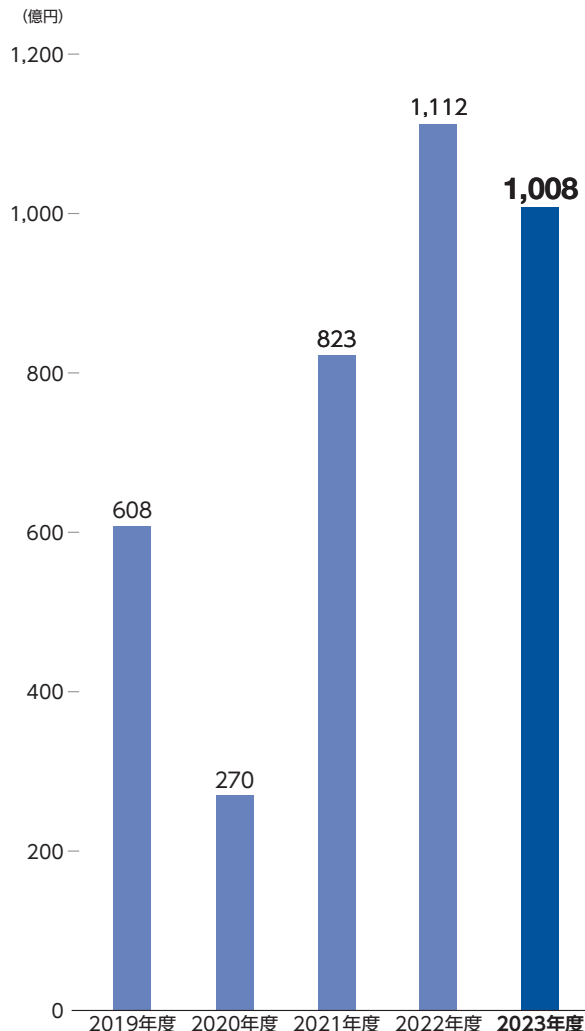
株主の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

社長COO 植村 幸祐

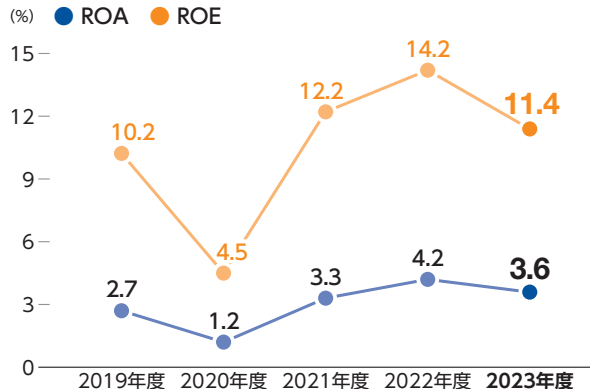
## 2期連続で当期純利益1,000億円超を達成しました

2023年度の当期純利益は1,008億円と2期連続で1,000億円超を達成しました。1株当たりの配当額は年間135円と過去最高を予定しています。また、2023年度から2024年4月にかけて総数約1,400万株、総額約460億円の自己株式の取得を実施しました。

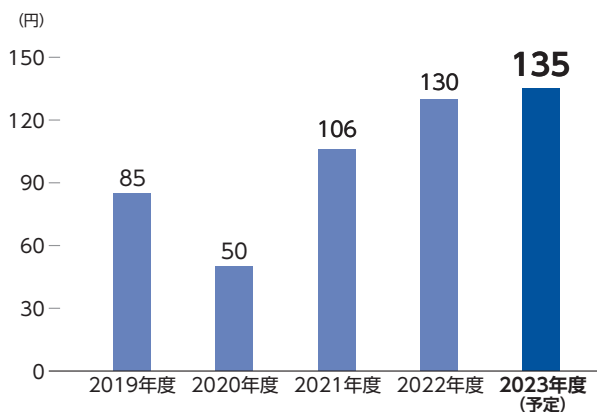
### 当期純利益(当社株主帰属)



### ROA/ROE



### 1株当たり配当(年間)／連結配当性向



配当性向	34.8%	44.4%	30.1%	27.0%	29.9%
------	-------	-------	-------	-------	-------

(注)2021年10月1日を効力発生日とする株式5株につき1株の株式併合を実施しており、2019年度～2021年度は株式併合の影響を遡及した金額を記載しております。

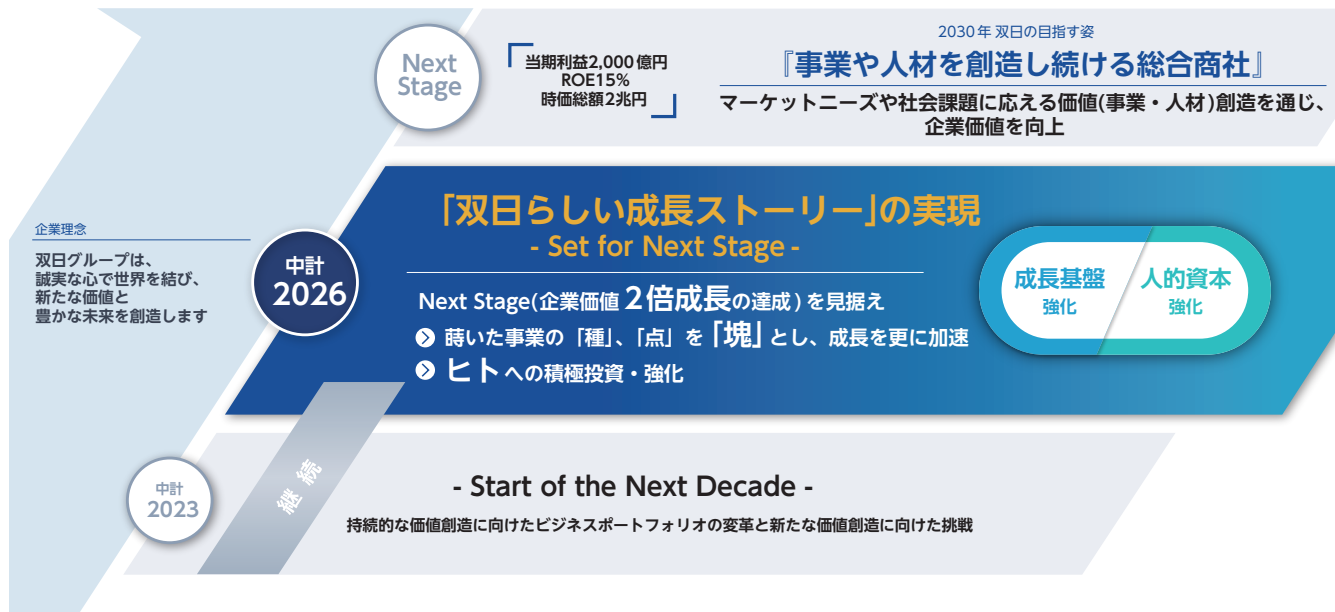
## 「中期経営計画2026 -Set for Next Stage-」を策定しました

当社は、2024年4月からの3ヶ年計画である「中期経営計画2026」を策定しました。

2030年における当社の目指す姿である「事業や人材を創造し続ける総合商社」とNext Stage（企業価値2倍成長の達成）に向けた「双日らしい成長ストーリー」を実現するために成長基盤と人的資本の強化に取り組んでまいります。

### 企業理念

双日グループは、誠実な心で世界を結び、新たな価値と豊かな未来を創造します



詳細は、P.50以降をご参照ください。

## 社外取締役メッセージ



社外取締役  
取締役会議長

大塚 紀男

### 監査等委員会設置会社への移行について

2018年の当社社外取締役への就任以降、ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。本株主総会第2号議案をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。今回の株主総会をもって私は退任しますが、当社は今後、さらなるスピードを追求した経営ができる体制になると考えております。

### 新社長の選任について

当社にとって社長の後継者育成・選定は最も重要な事柄の1つです。指名委員会では、数年間に亘り本件議論を深め、サクセッションプランを実行してまいりました。

その結果、当社が次の成長ステージに進む上でのかじ取り役として、植村氏が適任と判断いたしました。



社外取締役  
指名委員会 委員長

齋木 尚子

### 報酬制度の一部改定について

当社は本株主総会で報酬制度の一部改定を株主の皆様にお諮りいたします。報酬制度については、株主と経営陣の目線を調和させることを基本的な考え方とし、今回の改定では、取締役等の報酬構成における業績連動報酬の比率を高めることにいたしました。



社外取締役  
報酬委員会 委員長

朱 殷卿

## 監査等委員会設置会社への移行について

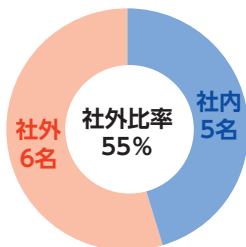
当社はこれまで、取締役会の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長を独立社外取締役とするなど、経営の透明性確保とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能を強化すると共に、取締役会から業務執行取締役・執行役員への権限委任を進め、意思決定の迅速化を図ります。このような体制のもと、経営判断の質とスピードを高め、絶え間なく変化し続ける事業環境のもとで当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

<2024年6月18日定時株主総会後の体制図（予定）>

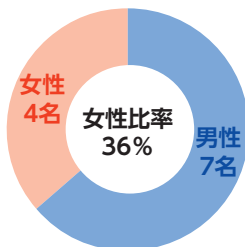


取締役会

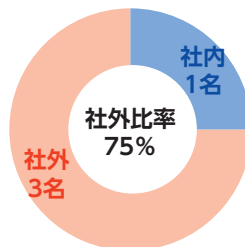


引き続き、議長を独立社外取締役とする予定（※）

監査等委員会



指名・報酬委員会



引き続き、独立社外取締役を過半数、委員長を独立社外取締役とする予定（※）

（※）移行後の取締役会の議長、常勤監査等委員及び監査等委員会の委員長、指名委員会・報酬委員会の委員及び委員長は、それぞれ定時株主総会後の取締役会又は監査等委員会で決定する予定です。

監査等委員会による監査の実効性を確保するため、当社グループの事業に精通した社内取締役（1名）を、常勤監査等委員かつ監査等委員長とする予定（※）。加えて、監査等委員会の職務を補助する使用人として、当社グループの事業及び業務に精通し、財務・経理、リスク管理等の知見を有する者を配置。

株主の皆様へ

(証券コード 2768)  
2024年5月28日  
(電子提供措置の開始日2024年5月21日)

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

**双日株式会社**

代表取締役会長 藤本 昌義

## 第21回 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

### ■ 当社ウェブサイト

<https://www.sojitz.com/jp/ir/meetings/general/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご覧ください。

### ■ 東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月17日(月曜日)午後5時30分までにP.8及びP.9のご案内にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

日時	2024年6月18日(火曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番1号 東京會館 3階「ローズ」
会議の目的事項	報告事項 (1) 第21期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第21期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当(第21期 期末配当)の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額決定の件 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

以上

- 代理人によるご出席の場合は、当社定款にしたがい、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙と共に、代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。
- 第21期事業報告の動画を当社ウェブサイト事前に掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。  
[事業報告] 当社の主要な借入先及び借入額、企業集団の主要拠点及び従業員の状況、社外役員の子な活動状況の明細、コーポレート・ガバナンス体制(株主・投資家との対話を除く)、会計監査人に関する事項  
[連結計算書類] 連結持分変動計算書、連結注記表、(ご参考)連結純損益及びその他の包括利益計算書  
[計算書類] 株主資本等変動計算書、個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

会社法の改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本年は書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面で本招集ご通知をご送付しております。

次回以降の株主総会資料につきましては、送付形態が決まり次第、当社ウェブサイトにてご案内する予定です。



## 議決権行使方法のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を  
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年**6月18日(火曜日)**  
午前10時

### 当日ご出席されない場合

#### 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する  
賛否をご表示の上、ご返送ください。

※ 各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出  
された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったも  
のとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年**6月17日(月曜日)**  
午後5時30分**必着**

#### インターネットによる 議決権の行使



スマートフォン又はパソコンなどから議決権  
行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)に  
アクセスし、画面の案内にしたがって、議  
案に対する賛否をご入力ください。

詳細はP.9をご覧ください

行使期限

2024年**6月17日(月曜日)**  
午後5時30分**まで**

#### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

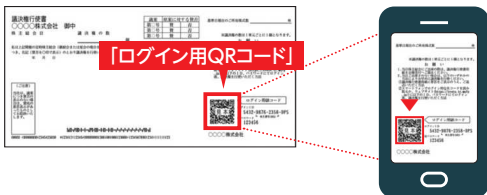
- 郵送とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 〔機関投資家の皆様へ〕 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行などの名義株主様(常任代理人を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### [スマートフォンの場合] QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

「ネットで招集」なら  
QRコードが簡単に  
読み取れます!



「こちら」を押すと「読取」が「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動するので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

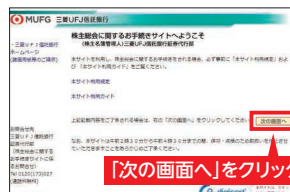
<https://s.srdb.jp/2768/>



### ログインID・仮パスワードを 入力する方法



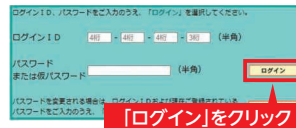
### 議決権行使サイトのご利用方法



議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



1 議決権行使サイトに  
アクセスする



2 お手元の議決権行使書  
副票(右側)に記載された  
「ログインID」及び  
「仮パスワード」を入力

以降画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

### ❗ ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・通信料など)は、株主様のご負担となります。

### 議決権の行使システムなどに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料) [ 受付時間 9:00~21:00 ]

## ■ 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の配当（第21期 期末配当）の件

当社は、株主の皆様に対して安定的かつ継続的に配当を行うと共に、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを基本方針とし、経営の最重要課題の1つと位置づけております。

この基本方針のもと「中期経営計画2023」においては、連結配当性向を30%程度とすることを基本とし、各年度末時点でPBRが1倍未満の場合は、時価ベースのDOE<sup>(※1)</sup> 4%を下限配当とし、PBRが1倍以上の場合は、簿価ベースのDOE<sup>(※2)</sup> 4%を下限配当として設定しておりました。

当期末の配当につきましては、上記基本方針及び当期の決算を踏まえた自己資本の状況などを総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき70円といたしたいと存じます。

なお、2023年12月1日に1株につき65円の間配当をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当は135円、連結配当性向は29.9%となります。また、時価ベースのDOEは4.2%であり下限である4%を超過しております。

(※1) 時価ベースのDOE = 1株当たり年間配当 ÷ 株価 (各年度の終値年間平均)

(※2) 簿価ベースのDOE = 1株当たり年間配当 ÷ 1株当たり親会社所有者帰属持分 (各年度末)

## 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 <b>金銭</b>
2	株主に対する配当財産の割り当てに関する事項、及びその総額 <b>当社普通株式1株につき 70円</b> <b>総額 15,322,296,430円</b>
3	剰余金の配当の効力が生じる日 <b>2024年6月19日</b>

(ご参考)

## 1株当たり配当(年間)／連結配当性向



(注) 2021年10月1日を効力発生日とする株式5株につき1株の株式併合を実施しており、2019年度～2021年度は株式併合の影響を遡及した金額を記載しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力が生じるものいたします。

### 1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うと共に、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設など、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役の役位を廃止することに伴い、現行定款第20条第4項を削除いたします。
- (3) 業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現在、社外取締役を対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行を行わない取締役に拡大するものです（変更案第27条第2項）。なお、当項目の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設するものです（変更案第29条）。
- (5) 株式事務の合理化を図るため、配当財産の除斥期間につき、現行の満5年から満3年とするものです（変更案第31条第1項）。
- (6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正など、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のページのとおりです。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. 会計監査人
第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、普通株式5億株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5億株とする。
第7条 (自己の株式の取得) (条文省略)	第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)
第8条 (単元株式) ① 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。 ② 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところに従い、 <u>所定の手数料を支払って、当社に対して、その有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>	第8条 (単元株式) ① 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第9条 (株式取扱規則) 株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第9条 (株式取扱規則) <u>当社の株式</u> および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款のほか、取締役会または <u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> の定める株式取扱規則による。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p><b>第3章 株主総会</b></p>	<p><b>第3章 株主総会</b></p>
<p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p>	<p><b>第4章 取締役および取締役会ならびに 監査等委員会</b></p>
<p>第17条 (取締役の員数)</p> <p>当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> &lt;新設&gt;</p>	<p>第17条 (取締役の員数)</p> <p>① 当会社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p>
<p>第18条 (取締役の選任)</p> <p>① 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>第18条 (取締役の選任)</p> <p>① 取締役は、株主総会の決議において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第19条 (取締役の任期)</p> <p>① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第19条 (取締役の任期)</p> <p>① 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>③ 増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>⑤ 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第20条（代表取締役、役付取締役および執行役員等）</p> <p>① 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ 取締役会は、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第20条（代表取締役および執行役員等）</p> <p>① 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 当会社は、執行役員を置き、業務を執行させる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p>第21条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>第21条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第23条（監査等委員会の招集通知）</p> <p>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案について異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第24条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会の定める取締役会規程</u>による。</p>	<p>第26条 (取締役会規程および監査等委員会規程) 取締役会および監査等委員会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会規程および監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>第25条 (取締役の責任免除) ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第27条 (取締役の責任免除) ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>第26条 (監査役の数) 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>



(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (監査役の選任)</p> <p>① 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第28条 (監査役の任期)</p> <p>① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第29条 (常勤監査役)</p> <p>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第30条 (監査役会の招集通知)</p> <p>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第31条 (監査役会規程)</p> <p>監査役会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第32条 (監査役の責任免除)</p> <p>① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第6章 計 算</b>	<b>第5章 計 算</b>
第33条（事業年度） (条文省略)	第28条（事業年度） (現行どおり)
<新設>	第29条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第34条（剰余金の配当） ① 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。 ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。 <新設>	第30条（剰余金の配当の基準日） ① 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第35条（配当財産の除斥期間） ① 配当財産がその交付開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。 ② (条文省略)	第31条（配当財産の除斥期間） ① 配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。 ② (現行どおり)
<新設>	<b>附 則</b>
	(監査役の責任免除に関する経過措置) ① 当社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 第21回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

各候補者は、次のとおりです。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

また、社外取締役候補者3名はいずれも、当社が上場する株式会社東京証券取引所が上場規程において定める独立役員要件を満たしており、各氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定です。

候補者 番号	氏名	性別 (年齢)	現在の当社における 地位	取締役会出席状況 (2024年3月期)	取締役 在任期間
1	ふじもとまさよし *藤本昌義	男性 (満66歳)	代表取締役会長 CEO	16/16回 (100%)	7年
2	うえむらこうすけ *植村幸祐	男性 (満56歳)	社長 COO	—	—
3	しぶやまこと *渋谷誠	男性 (満52歳)	専務執行役員 CFO	—	—
4	あらかわともみ 荒川朋美	女性 (満62歳)	専務執行役員 CDO 兼 CIO	—	—
5	さいきなおこ 齋木尚子	女性 (満65歳)	社外取締役	16/16回 (100%)	4年
6	しゅんぎん 朱殷卿	男性 (満61歳)	社外取締役	16/16回 (100%)	3年
7	かめおかつよし 亀岡つよし	男性 (満67歳)	社外取締役	12/12回 (100%)	1年

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会開催日の満年齢となります。  
 2. \*印の各氏は、本議案をご承認いただいた場合、本総会の終結後の取締役会にて、代表取締役に選定される予定です。  
 3. 朱殷卿氏の戸籍上の氏名は朱ウンギョンです。  
 4. 亀岡剛氏の取締役会出席状況は、2023年6月の取締役就任以降の状況を記載しております。  
 5. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
 6. 当社は、齋木尚子、朱殷卿、亀岡剛の各氏との間で、責任限度額を1,000万円又は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案をご承認いただいた場合、第2号議案による変更後の定款に基づき、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定です。  
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などが填補されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

候補者番号

1

ふじもと まさよし

藤本 昌義

再任



- 生年月日：1958年1月9日(満66歳)
- 所有する当社株式数：100,256株  
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数：56,236株)
- 取締役在任期間：7年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況：16回/16回(100%)

● 略歴、地位、担当

1981年4月 日商岩井株式会社 入社  
 2005年4月 当社 自動車第三部長  
 2008年12月 MMC Automotriz S.A. Director President  
 2012年8月 双日米国会社 兼 米州機械部門長  
 2014年10月 当社 理事 経営企画担当役員補佐  
 2015年4月 当社 執行役員  
 2015年10月 当社 常務執行役員  
 2016年4月 当社 専務執行役員  
 2017年6月 当社 代表取締役社長 CEO  
 2024年4月 当社 代表取締役会長 CEO (現)

● 取締役候補者とした理由

藤本氏は、2017年に当社代表取締役社長に就任以来、企業価値向上に向けて投資や事業ポートフォリオの構築・見直しを積極的に推進しています。また、脱炭素社会に向けた対応方針の策定や、価値創造につながる人材輩出の仕組み作りなど、外部環境の変化に対応した経営基盤の構築に貢献しており、2024年4月には当社代表取締役会長に就任しました。今後も当社トップとしての優れた経営手腕とリーダーシップを発揮することが最適であると判断し、引き続き候補者となりました。

候補者番号

2

うえむら こうすけ

植村 幸祐

新任



- 生年月日：1968年5月18日(満56歳)
- 所有する当社株式数：9,484株  
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数：6,724株)

● 略歴、地位、担当

1993年4月 日商岩井株式会社 入社  
 2013年8月 双日米国会社  
 兼 米州エネルギー・金属部門長  
 2015年6月 Sojitz Energy Venture Inc.  
 Director Senior Vice President  
 2018年4月 当社 化学本部プロジェクト開発室長  
 2020年3月 当社 化学副本部長 兼 化学本部プロジェクト開発室長  
 2021年4月 当社 執行役員 化学本部長  
 2023年4月 当社 執行役員 経営企画担当本部長  
 2024年1月 当社 執行役員 経営企画、新エネルギー・脱炭素領域担当本部長  
 2024年4月 当社 社長 COO (現)

● 取締役候補者とした理由

植村氏は、エネルギー開発やプラントビジネスに従事した後、2021年からは化学本部長として、国際的なビジネス環境における豊富な事業開発・事業経営の経験を活かし、従来のビジネスモデルからの変革並びに事業領域の拡大及び収益力強化を推進しました。2023年4月からは経営企画担当本部長として、2024年1月からは新エネルギー・脱炭素領域担当本部長も兼務し、企業の社会的責任と環境へ配慮した持続可能なビジネスを推進しております。また、2024年4月には当社社長に就任しました。これらの経験で培われたリーダーシップと鮮明なビジョンを有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスと持続的な企業価値の向上に貢献できると判断し、候補者となりました。

候補者番号

3

し ぶ や ま こと  
渋谷 誠

新任



- 生年月日：1971年6月20日(満52歳)
- 所有する当社株式数：15,384株  
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数：6,724株)

## ● 略歴、地位、担当

- 1994年4月 日商岩井株式会社 入社  
 2014年10月 当社 経営企画部長  
 2021年4月 当社 執行役員 経営企画、サステナビリティ推進担当本部長  
 2023年4月 当社 常務執行役員 CFO 兼 M&A・投資戦略推進、IR、サステナビリティ推進、フィナンシャルソリューション、財務管掌 兼 主計、営業経理担当本部長  
 2024年4月 当社 専務執行役員 CFO (現)

## ● 現在の担当

CFO  
 コーポレート管掌 兼 経営企画担当本部長

## ● 取締役候補者とした理由

渋谷氏は、主計、財務、経営企画、サステナビリティ、M&A・投資戦略推進などの豊富な業務経験を有し、現在はCFO 兼 コーポレート管掌 兼 経営企画担当本部長として、財務基盤の強化並びに脱炭素社会に向けた対応を推進すると共に、幅広くコーポレート全般を管掌しております。これらの経験で培われた卓越した専門知識と経験に裏打ちされた優れたリーダーシップ、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有していることから、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、候補者いたしました。

候補者番号

4

あ ら か わ と も み  
荒川 朋美

新任



- 生年月日：1961年9月16日(満62歳)
- 所有する当社株式数：5,136株  
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数：4,136株)

## ● 略歴、地位、担当

- 1985年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社  
 1998年1月 IBM Asia Pacific Service Corporation  
 ゼネラルビジネス事業部 小売業セグメントエグゼクティブ  
 2015年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社 取締役 兼 チーフ・デジタル・オフィサー 兼 執行役員デジタルセールス事業部長  
 2021年10月 当社 顧問  
 2021年12月 当社 執行役員 CDO  
 2023年4月 当社 常務執行役員 CDO 兼 CIO 兼 デジタル推進担当本部長  
 2024年4月 当社 専務執行役員 CDO 兼 CIO (現)

## ● 現在の担当

CDO 兼 CIO  
 デジタル推進担当本部長

## ● 取締役候補者とした理由

荒川氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社において取締役及びCDOなどの要職を歴任した後、2021年の当社入社後もCDOとして、デジタルを活用した事業ポートフォリオの変革に取り組み、デジタル人材育成、全社横断のDX実装支援と社内体制整備を推進しております。加えて、2023年からはCIOを兼任し全社ITインフラ・データ基盤構築を担当しております。これらの豊富な経験で培われたDX分野における高い見識を有していることから、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、候補者いたしました。



候補者番号

5

さい き なお こ  
齋木 尚子

再任 社外 独立



- 生年月日：1958年10月11日（満65歳）
- 所有する当社株式数：0株
- 取締役在任期間：4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

● 略歴、地位、担当

- 1982年 4月 外務省入省
- 2013年 6月 同省国際文化交流審議官
- 2014年 7月 同省経済局長 兼 内閣官房内閣審議官（内閣官房TPP政府対策本部）
- 2015年10月 同省国際法局長
- 2017年 7月 外務省研修所長
- 2019年 1月 外務省退官
- 2019年 5月 当社 顧問（2020年 2月退任）
- 2020年 4月 東京大学公共政策大学院 客員教授
- 2020年 6月 当社 社外取締役（現）  
株式会社日本政策投資銀行 社外監査役
- 2021年 6月 株式会社小松製作所 社外取締役（現）
- 2022年 6月 山九株式会社 社外取締役（現）
- 2023年 4月 外務省 参与（現）
- 2023年 6月 株式会社日本政策投資銀行 社外取締役（現）

● 重要な兼職の状況

- 株式会社日本政策投資銀行 社外取締役
- 株式会社小松製作所\* 社外取締役
- 山九株式会社\* 社外取締役
- (\*は上場会社)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

齋木氏は、外務省において経済局長、国際法局長などの要職を歴任し、経済交渉を担った手腕に加え、国際情勢・国際法・経済・文化などに関する高い見識を有しております。外交の第一線で活躍した経験と見識から、当社取締役会において、世界情勢、環境・社会、人材育成など幅広い観点からの確かな助言をしております。また、指名委員会委員長として、サクセッションプランにおける議論を主導したほか、経営人材の育成・強化に資する仕組み作りなどにも貢献しております。これまでの豊富な経験を活かし、独立した立場と客観的な視点から、経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、引き続き候補者いたしました。

● 独立性について

齋木氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。また、同氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」（P.31参照）を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- ・当社は、同氏と、2019年5月から2020年2月までの10ヶ月間、社外取締役就任を前提として、当社の経営状況・業務内容などを事前に把握していただくと共に、独立した立場から経営全般への助言などを得るため、非常勤顧問契約を締結しておりました。顧問としての報酬は、助言の対価として支払われたもので、当社の「社外取締役の独立性基準」で定める範囲内となっております。

候補者番号

6

しゅ うん ぎょん

朱 殷卿

再任 社外 独立



- 生年月日：1962年10月19日(満61歳)
- 所有する当社株式数：0株
- 取締役在任期間：3年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況：16回/16回(100%)

#### ● 略歴、地位、担当

1986年 4月	モルガン銀行入社
2001年 5月	JPモルガン証券 マネジングディレクター
2005年 7月	同社金融法人本部長 (2007年5月退任)
2007年 5月	メリルリンチ日本証券 投資銀行部門 金融法人グループチェアマン
2010年 7月	同社投資銀行共同部門長
2011年 7月	同社副会長 (2013年3月退任)
2013年11月	株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役 (現)
2021年 6月	当社 社外取締役 (現)
2022年 6月	マネックスグループ株式会社 社外取締役 (現)
2022年 9月	一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授 (現)

#### ● 重要な兼職の状況

株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役  
 マネックスグループ株式会社\* 社外取締役  
 (\*は上場会社)

#### ● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

朱氏は、JPモルガン証券、メリルリンチ日本証券で要職を歴任し、M&A戦略や財務・資本政策に関する見識、金融機関における企業経営者としての豊富な経験と人脈を有しております。当社が持続的な成長に向けて戦略的な事業投資を推進していく中で、同氏はこれまでの経験と専門性を活かし、的確な提言を行うなど、当社取締役会における議論の活性化に寄っております。また、報酬委員会委員長として、当社の目指す姿の実現を後押しする役員報酬制度の策定に向けて議論を主導しました。独立した立場と客観的な視点から、経営に対する適切な監督機能を発揮し、当社のさらなる発展と企業価値向上へ貢献いただくことを期待し、引き続き候補者としていたしました。

#### ● 独立性について

朱氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。また、同氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」(P.31参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- ・ 同氏は、2001年5月から2007年5月まで当社の大株主であるJPモルガン証券株式会社に在籍しておりましたが、退任後17年経過しております。また、当社としては、同社による当社株式保有は、当社との関係性に基づくものでも、議決権行使による経営権への影響を企図した保有でもないと認識しております。



かめ おか つよし

亀岡 剛

再任 社外 独立



- 生年月日：1956年10月18日(満67歳)
- 所有する当社株式数：400株
- 取締役在任期間：1年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況：12回/12回(100%)

#### ● 略歴、地位、担当

1979年 4月	シェル石油株式会社 (現出光興産株式会社) 入社
2005年 4月	昭和シェル石油株式会社 (同上) 理事 近畿支店長
2006年 3月	同社執行役員 近畿支店長
2008年11月	同社執行役員 本社販売部長
2009年 3月	同社常務執行役員
2013年 3月	同社執行役員副社長 石油事業COO
2015年 3月	同社代表取締役社長 グループCEO
2019年 4月	出光興産株式会社 代表取締役副会長執行役員 (2020年6月退任)
2020年 6月	同社特別顧問 (2022年6月退任)
2021年 6月	川崎汽船株式会社 社外取締役
2022年 4月	学校法人関西学院常任理事・評議員 (現)
2022年 6月	株式会社J-オイルミルズ 社外取締役 (現)
2022年 9月	当社 顧問 (2023年3月退任)
2023年 6月	当社社外取締役 (現)

#### ● 重要な兼職の状況

株式会社J-オイルミルズ\* 社外取締役  
(\*は上場会社)

#### ● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

亀岡氏は、昭和シェル石油株式会社の代表取締役社長グループCEOなどを歴任し、さらには出光興産株式会社との経営統合を実現させるなど、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2023年より、独立した立場と客観的な視点からの経営監督機能を発揮し、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいていることから、当社のコーポレート・ガバナンス強化と企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、引き続き候補者いたしました。

#### ● 独立性について

亀岡氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。また、同氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」(P.31参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- ・同氏が2020年6月まで代表取締役副会長執行役員を務めておりました出光興産株式会社と当社との取引実績は、当社連結決算における収益の1%未満であり、同社の連結売上高の1%未満です。
- ・当社は、同氏と、2022年9月から2023年3月までの7ヶ月間、社外取締役就任を前提として、当社の経営状況・業務内容などを事前に把握していただくと共に、独立した立場から経営全般への助言などを得るため、非常勤顧問契約を締結しておりました。顧問としての報酬は、助言の対価として支払われたもので、当社の「社外取締役の独立性基準」で定める範囲内となっております。



## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

各候補者は、次のとおりです。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

また、社外取締役候補者3名はいずれも、当社が上場する株式会社東京証券取引所が上場規程において定める独立役員要件を満たしており、各氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定です。

候補者番号	氏名	性別 (年齢)		現在の当社における 地位	取締役会出席状況 (2024年3月期)	監査役会出席状況 (2024年3月期)	取締役・監査役 在任年数
1	まなべ よしき 真 鍋 佳 樹	男性 (満61歳)	新任	代表取締役 専務執行役員	12/12回 (100%)	—	取締役 1年
2	やま もと かず ひろ 山 本 員 裕	男性 (満71歳)	新任 社外 独立	社外監査役	16/16回 (100%)	19/19回 (100%)	監査役 3年
3	こくえ はる こ 小久江 晴 子	女性 (満65歳)	新任 社外 独立	社外取締役	16/16回 (100%)	—	取締役 2年
4	すず き さと こ 鈴 木 智 子	女性 (満50歳)	新任 社外 独立	—	—	—	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会開催日の満年齢となります。
2. 真鍋佳樹氏の取締役会出席状況は、2023年6月の取締役就任以降の状況を記載しております。
3. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、山本員裕、小久江晴子の各氏との間で、責任限度額を1,000万円又は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案をご承認いただいた場合、第2号議案による変更後の定款に基づき、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を継続すると共に、真鍋佳樹、鈴木智子の各氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の監査等委員である取締役が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などが填補されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。



候補者番号

1

ま なべ よし き  
**真鍋 佳樹**

新任



- 生年月日：1963年6月6日(満61歳)
- 所有する当社株式数：25,769株  
(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数：13,169株)
- 取締役在任期間：1年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況：12回／12回(100%)

#### ● 略歴、地位、担当

- 1986年 4月 日商岩井株式会社 入社
- 2012年 4月 当社 エネルギー・金属部門コントローラー室長
- 2017年 7月 当社 米州CFO&CAO 兼 双日米国会社CFO&CAO
- 2019年 4月 当社 執行役員 主計、財務、ストラクチャードファイナンス、IR担当本部長
- 2021年 4月 当社 常務執行役員 主計、営業経理、財務、IR担当本部長
- 2023年 4月 当社 専務執行役員 コーポレート管掌
- 2023年 6月 当社 代表取締役専務執行役員 コーポレート管掌(現)

#### ● 監査等委員である取締役候補者とした理由

真鍋氏は、コントローラー室長や海外地域・海外現地法人のCFOやCAOに加え、主計、営業経理、財務、IR担当本部長を歴任し、当社財務基盤の強化を推進しました。現在は、投融资審議会議長として、成長投資を見極め、CF・BSマネジメントの強化を推進すると共に幅広くコーポレート全般を管掌しております。これらの経験で培われたリスクマネジメントや財務及び会計、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有していることから、適正かつ客観的な視点で経営への監査・監督を行い、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、候補者としていたしました。

候補者番号

2

やま もと かず ひろ

山本 員裕

新任 社外 独立



- 生年月日：1952年9月27日(満71歳)
- 所有する当社株式数：0株
- 監査役在任期間：3年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況：16回/16回(100%)
- 監査役会への出席状況：19回/19回(100%)

### ● 略歴、地位、担当

1975年4月	帝人株式会社 入社
2000年4月	同社経営システム改革推進室長
2001年7月	同社医薬医療事業管理部長
2008年6月	インフォコム株式会社 取締役 CFO 財務経理部・広報・IR 室担当
2010年6月	同社専務取締役
2011年4月	同社代表取締役社長 CEO
2012年4月	同社取締役(2012年6月退任)
2012年4月	帝人株式会社 帝人グループ執行役員 経営企画本部長
2014年4月	同社帝人グループ常務執行役員 CFO、経理財務・購買本部長
2015年6月	同社取締役常務執行役員
2016年4月	同社取締役専務執行役員
2017年4月	同社代表取締役副社長執行役員 CFO、経理・財務管掌 兼 情報戦略管掌
2019年4月	同社代表取締役副社長執行役員 機能管掌統轄(2020年6月退任)
2020年4月	同社取締役(2020年6月退任)
2020年6月	同社顧問(2021年6月退任)
2021年6月	当社 社外監査役(現)

### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山本氏は、帝人株式会社に入社後、医薬医療事業管理部長や経営企画本部長、同社上場子会社であるインフォコム株式会社の代表取締役社長CEOやCFOなどの要職を歴任し、それらの経験を通じて培われた経営、及び情報通信分野並びに在宅医療などの分野における高い見識と、財務及び会計に関する知見を有しております。また、2021年以降、当社の社外監査役として適切な役割を果たしていただいていることから、独立した立場と客観的な視点から適切な監査・監督機能を発揮し、当社のコーポレート・ガバナンスと企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、候補者といたしました。

### ● 独立性について

山本氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。また、同氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」(P.31参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。  
 ・同氏が、2020年6月まで取締役を務めていた帝人株式会社及び同社グループとの取引実績は、当社連結決算における収益の1%未満であり、同社グループの連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

3

こくえはるこ  
小久江 晴子

新任 社外 独立



- 生年月日：1959年1月17日（満65歳）
- 所有する当社株式数：0株
- 取締役在任期間：2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：16回／16回（100%）

#### ● 略歴、地位、担当

1981年 4月	三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社） 入社
2006年 4月	MITSUI PHENOLS SINGAPORE PTE.LTD General Manager
2011年 4月	三井化学株式会社 SCM 推進部長
2013年 4月	同社理事 CSR 部長
2016年 4月	同社理事 コーポレートコミュニケーション部長
2020年 4月	同社参事（2021年3月退任）
2020年 6月	トッパン・フォームズ株式会社 社外取締役
2021年 5月	当社 顧問（2022年1月退任）
2022年 6月	当社 社外取締役（現）
2023年 6月	株式会社きんでん 社外取締役（現）

#### ● 重要な兼職の状況

株式会社きんでん\* 社外取締役  
（\*は上場会社）

#### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小久江氏は、三井化学株式会社に入社後、サプライチェーンマネジメント、広報、IRに加え、海外事業の責任者など豊富な業務を経験し、様々なステークホルダーとの対話やサプライチェーンに関する高い見識を有しております。また、2022年以降、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいていることから、独立した立場と客観的な視点から適切な監査・監督機能を発揮し、当社のコーポレート・ガバナンスと企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、候補者いたしました。

#### ● 独立性について

小久江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。また、同氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」（P.31参照）を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- ・同氏が2021年3月まで参事を務めておりました三井化学株式会社と当社との取引実績は、当社連結決算における収益の1%未満であり、同社の連結売上収益の1%未満です。
- ・当社は、同氏と、2021年5月から2022年1月までの9ヶ月間、社外取締役就任を前提として、当社の経営状況・業務内容などを事前に把握していただくと共に、独立した立場から経営全般への助言などを得るため、非常勤顧問契約を締結しておりました。顧問としての報酬は、助言の対価として支払われたもので、当社の「社外取締役の独立性基準」で定める範囲内となっております。

候補者番号

4

すずき さとこ  
鈴木 智子

新任 社外 独立



- 生年月日：1973年11月22日(満50歳)
- 所有する当社株式数：0株

#### ● 略歴、地位、担当

- 1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所(2005年8月退職)
- 2003年9月 公認会計士登録
- 2005年8月 鈴木智子公認会計士事務所 代表(現)
- 2006年3月 税理士登録
- 2012年9月 特定非営利活動法人NPO 会計税務専門家ネットワーク 理事
- 2015年7月 いちごホテルリート投資法人 監督役員(現)
- 2019年6月 ブルドックソース株式会社 社外取締役
- 2022年6月 UBE株式会社 社外取締役(監査等委員)(現)
- 2023年6月 ヘリオス テクノ ホールディング株式会社 社外監査役(現)

#### ● 重要な兼職の状況

- いちごホテルリート投資法人\* 監督役員
- UBE株式会社\* 社外取締役(監査等委員)
- ヘリオス テクノ ホールディング株式会社\* 社外監査役
- 鈴木智子公認会計士事務所 代表
- (\*は上場会社)

#### ● 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木氏は、現有限責任監査法人トーマツで監査業務に従事後、公認会計士事務所を開設し、長年監査業務に従事しております。現在は、不動産投資法人の監督役員や大手総合化学メーカーでの監査等委員である社外取締役も務めております。これらの豊富な経験で培われた財務及び会計に関する見識、及び監査業務に関する高い専門性を有していることから、独立した立場と客観的な視点から適切な監査・監督機能を発揮し、当社のコーポレート・ガバナンスと企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、候補者となりました。

#### ● 独立性について

鈴木氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。また、同氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」(P.31参照)を満たしており、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。このため、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

## (ご参考)

当社経営戦略の実践にあたり、当社取締役会には、執行による迅速かつ果敢な意思決定を支援し、的確に業務執行を監督することが求められます。そのため取締役会として、国際情勢・経済・文化などに関する知見と、多様性を受容し対話できるグローバルな視点が重要と考えます。加えて経営戦略や施策の策定・遂行に関する知見や経験、持続的な成長に向け、機会を創出するM&Aや投融資・金融・デジタルトランスフォーメーションの知見や経験、事業価値を高める事業経営の経験が重要と考えています。

## &lt;当社取締役会のスキルマトリックス&gt;

- 取締役会に必要とされるスキル、キャリア、専門性は、事業環境の変化及び経営方針の変更に応じて見直してまいります。
- 経営の監督にあたり、それぞれの役員が特に注視すべき分野に●印をつけています。

2024年6月18日定時株主総会後の当社取締役（予定）

氏名		藤本 昌義	植村 幸祐	渋谷 誠
役職	選定主旨	代表取締役 会長	代表取締役 社長	代表取締役
グローバル	当社は、多様な事業をグローバルに展開しており、海外での事業経営経験などから得られる、国際情勢・経済・文化に関する見識が重要と考えております。	●	●	
企業経営	当社は、国内外の事業会社・海外拠点の経営経験や、本社での業務執行経験などから得られる、事業経営やコーポレート・ガバナンスに関する経験・知見が重要と考えております。	●	●	●
法務・ リスクマネジメント	当社は、業務執行に伴う重要なリスクを予見し、適切な契約行為やリスクマネジメントが取られているかを監督するための経験・知見が重要と考えております。	●		
事業投資・M&A	当社は、経営戦略、ガバナンス方針、社会・環境への影響などを俯瞰し、事業投資やM&Aの経営判断・監督をするための、経験・知見が重要と考えております。		●	●
財務・会計	当社は、持続的な成長・企業価値向上・財務基盤強化に向け、財務・会計・税務の分野における専門的な経験・知見が重要と考えております。			●
人事戦略・ 人材マネジメント	当社は、「事業や人材を創造し続ける総合商社」の実現に向け、人的資本強化と組織文化向上への持続的な取り組みに関する知見が重要と考えております。		●	
内部統制	当社は、業務執行への監視・確認・牽制機能や、適切な法規対応、運用、改善が行われているかを監督する専門的な経験・知見が重要と考えております。			●
環境・社会	当社は、事業拡充や持続的成長などの「双日が得る価値」と、地域経済発展や環境保全などの「社会が得る価値」といった『2つの価値』の創造を図っており、その実現に向け、世界的な環境問題や社会課題への知見が重要と考えております。	●		
デジタル	当社は、「Digital in all」を掲げ全てのビジネスにデジタル技術を活用することを目指します。ビジネスモデルの変革や創出などの「攻め」のDXと、効率化やセキュリティ強化などの「守り」のDXを監督するデジタルの知見が重要と考えております。			

また、事業基盤を強固にするためのリスクマネジメント、法務、財務・会計、人事、内部統制、さらには脱炭素・サーキュラーエコノミーの実現、社会課題の解決を一層推し進めるための環境・社会に関する専門性が必要と考えます。

荒川 朋美	齋木 尚子	朱 殷卿	亀岡 剛	真鍋 佳樹	山本 員裕	小久江 晴子	鈴木 智子
取締役	取締役 社外 独立	取締役 社外 独立	取締役 社外 独立	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員 社外 独立	取締役 監査等委員 社外 独立	取締役 監査等委員 社外 独立
●	●	●	●			●	
		●	●		●	●	
	●	●		●			●
		●	●	●			
				●	●		●
●	●						
				●	●	●	●
●	●		●			●	●
●					●		

## (ご参考) 社外取締役の選任及び独立性に関する基準

### <社外取締役の選任基準>

当社は、社外取締役の選任にあたっては、企業経営者、政府機関出身者など産業界や行政分野における豊富な経験を有する者、世界情勢、社会・経済動向、企業経営に関する客観的かつ専門的な視点を有する者などを対象として、広範な知識と高い見識を持ち、かつ、人格に優れ、心身共に健康である者を複数名、選任しております。また、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる視点から、ジェンダー、年齢、国際性等の多様性にも留意しております。

### <社外取締役の独立性基準>

金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認の上、独立性を判断しております。

1. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社の主要借入先（直近事業年度の借入額が連結総資産の2%を超える当社の借入先）又はその業務執行者
3. 当社の主要取引先（当社との取引額が、直近事業年度における当社の年間連結収益の2%を超える取引先）又はその業務執行者
4. 当社を主要取引先（当社との取引額が、直近事業年度における相手方の年間連結収益等の2%を超える取引先）とする者又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に、個人として過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該団体の年間総収入額もしくは年間連結収益等の2%のいずれか高い額を超える団体に所属する者）
6. 当社から年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者（ただし、当該寄付・助成等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
8. 過去3年間において上記1～7に該当していた者
9. 上記1～8のいずれかに掲げる者（ただし、役員等重要な者に限る）の配偶者又は二親等内の親族
10. 当社もしくは当社連結子会社の業務執行者（ただし、役員等重要な者に限る）の配偶者又は二親等内の親族
11. その他、社外取締役としての職務を遂行する上で、一般株主全体との間に恒常的で実質的な利益相反が生じる等、独立性に疑いがある者



## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、社外取締役を除く取締役については2007年6月27日開催の第4回定時株主総会において年額550百万円以内として承認され、社外取締役については2021年6月18日開催の第18回定時株主総会において年額100百万円として承認され、今日に至っていますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止した上で、新たに、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の金銭報酬の額を年額720百万円以内、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の金銭報酬の額を年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の金銭報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

当社は、2024年3月開催の取締役会において、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定いたしました。その内容の概要は後記P.38～39に記載のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっております。また、本議案については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関であり、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経て取締役会にて決議しております。以上から、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役は4名、社外取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額160百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社の今後の取締役会の構成、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、当社の事業規模、昨今の経済情勢、他社の水準その他諸般の事情を勘案したものであり、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

なお、本議案に係る監査等委員である取締役は、第2号議案及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」をご承認いただきますと、4名となります。

本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社は、2018年6月19日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、また、2021年6月18日開催の第18回定時株主総会において本制度を一部見直すことについて株主の皆様にご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、本制度の継続及び一部改定につきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

今般、当社は、新たに「中期経営計画2026」を策定したことから、当該計画の目標を達成し、当社グループの中長期的な業績及び企業価値向上への取締役等の貢献意欲をさらに高めることを目的に、2024年3月開催の取締役会において、第2号議案及び本議案が可決されることを条件として、取締役及び執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下これらを総称して「取締役等」という。）の株式報酬比率を高めるなど、「役員報酬ポリシー」を見直すことといたしました。その概要は本議案の末尾のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役等の個人別の報酬等を支給するために必要、かつ、合理的な内容となっております。また、本議案については、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決議しております。以上から、本議案の内容は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」をご承認いただきますと、本株主総会終結の時に4名となります。また、本制度は執行役員も対象としており、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員の員数は本株主総会終結の時に22名となる予定です。本制度に基づく報酬には執行役員に対する報酬も含まれておりますが、本制度は、取締役に対する株式報酬と執行役員に対する株式報酬とを一体として取り扱うものであるため、本議案は、本制度に基づく報酬の全体につき取締役等の報酬等として提案するものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものといたします。

### 2. 本制度における報酬等の額・株式数の上限等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役等に対して、中期経営計画等の目標達成度等に基づき算定される当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）並びに当社株式に生じる配当金の交付及び給付（以下「交付等」という。）を、当社が設定した信託（以下「本信託」という。）を通じて行う株式報酬制度です（詳細は後述（2）以降のとおり）。なお、本制度は中期経営計画の対象となる3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象としております。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役及び執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く）</li> </ul>
②当社が拠出する信託金の上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3事業年度を対象として合計36億円</li> </ul>
③取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限及び取得方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>3事業年度を対象として信託期間中に取締役等に付与する株式交付ポイント（後述（3）に定義する。）の上限は150万ポイント（150万株相当）</li> <li>当社発行済株式総数（2024年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.7%</li> <li>当社株式は、当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得</li> </ul>
④業績達成条件の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間の中期経営計画等の目標達成度等に応じて変動</li> <li>2027年3月31日で終了する事業年度までの対象期間については、連結当期純利益の累計額、当社株式成長率、及びESG関連指標（脱炭素、社会課題への対応、多様性、社員意識調査（主要項目）の伸び等）の目標達成度に応じて、60～200%の範囲で変動</li> <li>2028年3月31日で終了する事業年度以降に開始する対象期間については、取締役会において別途決定</li> </ul>
⑤取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>退任後</li> </ul>
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な会計の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合、取締役等による非違行為等が取締役会で確認された場合、会社の意思に反して自己都合により退任した場合又は当社の許可なく同業他社に就職した等の場合は、全部もしくは一部の当社株式等の交付等を行わず、又は交付等を行った当社株式等もしくはその相当額の全部もしくは一部の返還を求めることができる</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に上限額を36億円として信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。なお、本制度の改定後の対象期間は、2025年3月末日で終了する事業年度から、2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

当社は信託期間中、取締役等に対しポイント（後述（3）のとおり。）を付与し、本信託は、一定の受益者要件を満たす取締役等に対し、取締役等の退任後に当社株式等の交付等を行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

本信託を終了する場合においても、信託期間（本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、ただちに本信託を終了させずに、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

### (3) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限等

毎年6月に、役位に基づいた基準ポイントを付与し、対象期間の終了後、累積された基準ポイント（以下「累積ポイント」という。）に、評価指標の達成度に基づく業績連動係数を乗じて計算されるポイント（以下「株式交付ポイント」という。）に応じて取締役等に交付等が行われる当社株式等の数が決定されます（※）。対象期間の途中で退任（死亡を含む。）し、又は非居住者となった場合は、その時点の累積ポイントを株式交付ポイントとします。なお、目標達成時を100%として、60~200%の範囲で変動するよう設計しています。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される株式交付ポイントの総数の上限は、3事業年度毎に150万ポイント（150万株相当）といたします。この株式交付ポイントの総数の上限は、前述（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。なお、株式交付ポイントの総数の上限の当社発行済株式総数（2024年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.7%です。

取締役等に交付等が行われる当社株式等は、在任中に付与された株式交付ポイントの累積ポイント数（以下「累積株式交付ポイント」という。）に応じて、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって、増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たり交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

※2027年3月31日で終了する事業年度までの対象期間については、連結当期純利益の累計額、当社株式成長率及びESG関連指標（脱炭素、社会課題への対応、多様性、社員意識調査(主要項目)の伸び等）を評価指標とし、当該指標の目標達成度に応じて、60~200%の範囲で変動いたします。2028年3月31日に終了する事業年度以降の評価指標は、取締役会において別途決定するものとします。

### (4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期その他株式交付条件

受益者要件を満たす取締役等は、退任後（死亡時は除く）に、上記（3）に基づき算定される累積株式交付ポイント数のうち一定の割合に相当する株数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、その時点での累積株式交付ポイント数に応じた株数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足する場合であっても、重大な会計の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合、又は取締役等による非遵行為等が取締役会で確認された場合には、全部もしくは一部の当社株式等の交付等を行わず、又は交付等を行った当社株式等もしくはその相当額の全部もしくは一部の返還を求めることができるものとします。

- (5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使  
本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。
- (6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い  
本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、配当基準日における取締役等の保有するポイント数に応じて、1ポイント当たり1株の配当額に相当する金額を留保し、前述（4）により交付等が行われる当社株式等と共に取締役等に給付されます。
- (7) その他の本制度の内容  
本制度のその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会にて定めます。

# 株主総会参考書類

(ご参考)

<業績連動に係る各指標の目標を100%達成した場合の報酬割合>

現行		改定後		概要	業績連動指標 (KPI)	評価ウェイト (現行→改定後)	報酬 変動幅					
基本報酬 (固定)	金銭 (54~66%)	金銭 (40~64%)	基本報酬 (固定)	職責に応じて 役位毎に決定  支給時期： 月例	-	-	-					
	金銭 (20~22%)							短期	業績連動報酬 (変動)			
業績連動報酬 (変動)	金銭 (21~26%)	株式 (16~40%)	中長期	★変更ポイント 業績連動報酬の比率を 高めました	-	-	-					
	株式 (13~20%)							3事業年度期間における 連結当期純利益 (注1) の累計額	60%→40%	60~ 200%		
短期	金銭 (20~22%)	短期	業績連動報酬 (変動)	★変更ポイント 評価指標の ウェイト配分を 見直しました	-	-	-					
								中期経営計画の達成度や 企業価値向上 (ESGや株価)に連動  支給時期： 退任後、株式支給	単年度会社業績や 中期経営計画の 進捗度に連動	連結当期純利益 (注1) (単年度目標の達成度)	35%→30%	0~ 150% (注2)
									連結当期純利益 (注1) (中期経営計画の累計目標額の進捗度)	35%→30%		
ROE	20% (変更なし)											
基礎的営業キャッシュフロー (単年度目標の達成度)	5%→10%											
基礎的営業キャッシュフロー (中期経営計画の累計目標額の進捗度)	5%→10%											
ESG関連 (注4)	10%→20%											

(注1) 親会社の所有者に帰属する当期純利益を指します。

(注2) 各指標の実績が目標値の40%未満の場合、当該指標に係る報酬は支給されません。

(注3) 当社のTotal Shareholders Return (TSR:株主総利回り)と配当込みTOPIXとの相対比較で評価を行います。

(注4) 中期経営計画に掲げたESG目標(脱炭素、社会課題への対応、多様性、社員意識調査(主要項目)の伸び等)の達成度を報酬委員会が評価を行います。

※ 2028年3月末日に終了する事業年度以降の評価指標は、取締役会において別途決定します。

<当社代表取締役社長の報酬イメージ(100%目標達成時)>

(現行)

基本報酬 (固定) : 54%	業績連動報酬 (短期) : 26%	業績連動報酬 (中長期) : 20%
-----------------	-------------------	--------------------

(改定後)

基本報酬 (固定) : 40%	業績連動報酬 (短期) : 20%	業績連動報酬 (中長期) : 40%
-----------------	-------------------	--------------------

※1 総報酬支給額は業績連動に係る各指標の達成度に応じて、目標達成時を100%とした場合、約64%~約150%で変動します。

※2 業績連動報酬(中長期)は、BIP信託による株式交付ポイント付と相当額を報酬としています。

## 役員報酬ポリシー

<b>基本的な考え方</b>	<p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員（以下総称して「役員」という。）の報酬に関する基本的な考え方は、以下2点を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 双日が掲げる「2つの価値」、すなわち「双日が得る価値」、及び「社会が得る価値」の創造・提供の実現に向け、持続的成長と中長期的な企業価値向上を強く推し進めるためのインセンティブとなる制度とする。</li> <li>・ 2030年に目指す姿「事業や人材を創造し続ける総合商社」を強く推し進める制度とする。</li> </ul>						
<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的な業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度であること。</li> <li>・ デジタル社会において、また、ESG経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動するものであること。</li> <li>・ 当社の株主価値と連動したものであること。</li> <li>・ グローバルに競争力を有する人材を確保・維持できる報酬水準であること。</li> <li>・ 報酬の決定プロセスは、透明性・客観性の高いものであること。</li> </ul>						
<b>報酬体系</b>	<p>◆報酬水準 基本方針に則り、各役員の職責に応じて魅力的と感じる水準とする。尚、報酬水準の設定にあたっては、他総合商社や第三者による国内上場企業の経営者報酬サーベイ、及び従業員給与水準等を勘案する。また、外部環境の変化に応じて適宜見直しを行う。</p> <p>◆報酬構成 基本報酬と業績連動報酬に大別し、中長期の業績連動報酬はペイフォーミッション、すなわち当社の企業理念の実現、及び「2つの価値」の創造・提供を加味したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 基本報酬（固定報酬）：職責に応じて役位毎に決定する金銭報酬</li> <li>－ 業績連動報酬（短期）：単年度の会社業績や中期経営計画の進捗度に連動する金銭報酬</li> <li>－ 業績連動報酬（中長期）：中期経営計画の達成度や企業価値向上(ESGや株価)に連動する株式報酬</li> </ul> <p>◆報酬比率 【役員（社外取締役を除く。）】 全体に占める基本報酬比率を職責に応じて40～64%程度へ引き下げ、業績連動報酬比率を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="340 1153 1307 1232"> <thead> <tr> <th>基本報酬</th> <th>業績連動報酬（短期）</th> <th>業績連動報酬（中長期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40%～64%</td> <td>20%～22%</td> <td>16%～40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）】 基本報酬100%とする。取締役会議長、指名及び報酬委員会委員長には別途手当を支給する。</p>	基本報酬	業績連動報酬（短期）	業績連動報酬（中長期）	40%～64%	20%～22%	16%～40%
基本報酬	業績連動報酬（短期）	業績連動報酬（中長期）					
40%～64%	20%～22%	16%～40%					

<p>報酬体系</p>	<p>◆報酬の支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基本報酬：月例で支給する。</li> <li>- 業績連動報酬（短期）：毎年1回、一定の時期に支給する。</li> <li>- 業績連動報酬（中長期）：退任後とする。</li> </ul>
<p>業績連動報酬の決定方法</p>	<p>目標達成度、中期経営計画の進捗度、及び個人の業績等への貢献度に基づき決定する。</p>
<p>報酬の没収等 (クローバック、 マルス条項)</p>	<p>重大な会計の誤り、不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合、また、役員による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動報酬の支給制限、又は受け取った報酬の返還を求めることができる。</p>
<p>報酬ガバナンス</p>	<p>役員の個人別の報酬額は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定する。</p>



## 上場株式の保有に関する考え方

### 1 「中期経営計画2023」における政策保有株式(上場株式)の縮減方針

当社は、「中期経営計画2023」において、より一層の政策保有株式の縮減を進めることとしました。2020年12月末時点の連結ベースの上場株式保有金額896億円を基準に、2024年3月末までに半減する方針として取り組んだ結果、累計766億円を売却し、当初の計画どおり実行いたしました。

(参考)

また、単体保有株式の連結資本合計比率の計画及び実績は以下のとおりです。

<単体ベース、上場株式・非上場株式の保有状況>

	2024/3 末計画	2021/3 末実績	2022/3 末実績	2023/3 末実績	2024/3 末実績
① 単体保有株式 帳簿価格(億円)	-	957	1,187	765	799
上場株式(億円)	-	774	988	553	562
非上場株式(億円)	-	183	200	212	237
② 連結資本合計(億円)	-	6,547	7,639	8,766	9,556
③ 連結資本合計比(%) (①÷②)	10%未満	15%	16%	9%	8%

※上場株式については、各時点における株価を反映しております。

### 2 「中期経営計画2026」における株式の保有方針

政策保有株式として引き続き保有する上場株式については、従前どおり毎年個別の銘柄毎に受取配当金や関連する収益が資本コスト(WACC)を上回っているかを定量的に検証すると共に、当社企業価値の向上に寄与しているかといった定性面についても精査し、保有意義の見直しを行っております。検証の結果、保有意義が認められる銘柄については、継続して保有し、保有による効果・便益を追求します。保有意義が希薄化した銘柄については、一定期間内での改善を目指す、あるいは、改善が見込めない銘柄については売却を検討します。なお、保有意義の見直しは、取締役会及び経営会議にて個別の銘柄毎に行っております。

なお、2023年度の検証結果は以下のとおりです。

- 政策保有株式として引き続き保有する上場株式については、保有銘柄全体として、保有により実現している収益が当社資本コストを上回っていることを確認しました。
- 個別の銘柄毎に、保有により実現している収益が当社資本コストを上回っているか、当社の企業価値の向上につながるかを検証しました。
- 検証の結果、保有意義が希薄化した銘柄については、一定期間内での改善を目指す、もしくは売却を検討してまいります。

### 3 議決権の行使

上場株式の保有意義を踏まえ、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することとし、議決権の行使状況を会社として把握する体制としております。

## 株主・投資家との対話

当社は、株主・投資家に対し、経営方針や持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて、適切な情報を適時に提供すると共に、分かりやすい言葉・論理で明確に説明し、皆様からの意見を経営へ報告・反映するなど、建設的な対話を行うことを基本方針としております。

また、当社では株主・投資家をはじめとするステークホルダーへ公平かつ適切な情報開示を行うため、フェア・ディスクロージャー・ルールの趣旨に則り、社内規程として、インサイダー取引防止規程のほか、法令・規則の遵守、透明性、適時性、公平性、継続性、機密性を基本原則とする情報開示規程を定め、これらを遵守すると共に、各役職員への徹底を図っております。

### 1 株主・投資家への情報提供

国内外の株主・投資家の皆様に対して公正かつ平等に情報発信を行うことを基本とし、中期経営計画や決算内容については、取締役会での決議後速やかにTDnetや当社ウェブサイトにて公表しております。また、当社の経営理念・ビジョン、事業活動、ビジネスモデルなどについて理解を深めていただくべく、統合報告書、株主通信の発行、事業説明会や統合報告書説明会、個人株主説明会の開催、個人投資家説明会への参加、当社ウェブサイトにおける関連情報の開示など、積極的な情報提供を行っております。

### 2 株主・投資家との対話における体制及び取り組み

代表取締役社長及びCFOを中心とする経営層は、投資家との個別面談やスモールミーティング、各種説明会において、メインスピーカーとして登壇しております。また、対話の中で得た株主・投資家からの見解・意見を専任組織であるIR室が適宜社内にも共有しております。株価を市場の声として捉え、PBR 1 倍超を、「中期経営計画2023」のKPIの1つとしておりました。

なお、当社を投資対象とする投資家層は広まっており、新規・既存及び国内外問わず、属性を検証した上で、説明会や面談などを通じて対話を深化させ、企業価値向上を目指しております。また、新たに米国にIR活動に従事する駐在員を配置し、ステークホルダーとのつながりを強化することに注力しております。

<株主や投資家との対話の主なテーマ・関心事項>

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中期経営計画2023」の進捗、「中期経営計画2026」及び長期ビジョン</li> <li>・PBR 1 倍超に向けた取り組み</li> <li>・株主還元方針</li> <li>・サステナビリティに対する考え方及び取り組み</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材戦略</li> <li>・社長選任プロセス</li> <li>・監査等委員会設置会社への移行</li> <li>・株主総会議案関連</li> <li>・投資家側の投資方針及び投資対象への期待、要望事項</li> </ul> |
|---|---|

<2023年度 対話実施状況>

内 容	当社対応者	参加者	回 数
株主総会	代表取締役社長、CFO、社内外取締役/監査役、執行役員	株主	1 回
決算説明会	代表取締役社長、CFO、執行役員	アナリスト・機関投資家	4 回
個人株主・投資家説明会	代表取締役社長、CFO、執行役員、IR室	個人株主・個人投資家	4 回
スモールミーティング	代表取締役社長、CFO、社外取締役、執行役員	アナリスト・機関投資家	5 回
IRDay・事業説明会	CFO、執行役員	アナリスト・機関投資家	1 回
国内外IR・SR面談	代表取締役社長、CFO、社外取締役、執行役員、IR室、米国駐在員 (IR専従)	アナリスト・機関投資家・株主	352回

## 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業内容

当社グループは、総合商社として、物品の売買及び貿易業をはじめ、国内及び海外における各種製品の製造・販売やサービスの提供、各種プロジェクトの企画・調整、各種事業分野への投資、並びに金融活動などグローバルに多角的な事業を行っております。

### 2 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、当期という）は、コロナショックからの経済活動の再開に伴うサービス消費の活発化及び堅調な雇用により、景気回復に底堅い動きがみられます。一方、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化など地政学リスクの高まり、中国の不動産市場悪化と需要低迷、根強いインフレと各国中銀の金融引き締め継続といった不確実性の影響を絶えず注視していく必要があります。

米国では、インフレ抑制を目指し、FRBが2022年3月～2023年7月に11回に及ぶ利上げを実施しましたが、その後2023年9月～2024年3月は5会合連続で金利を据え置いており、政策金利は5.25～5.50%となっております。2024年の米国経済はインフレ鈍化と堅調な雇用や消費を受け、ソフトランディングがメインシナリオになりつつあります。

EU経済圏では、ECBが2024年4月の理事会で5会合連続の政策金利据え置きを決定しました。3月の消費者物価上昇率は前年比2.4%に鈍化しています。ECBは、次回6月会合での利下げの可能性を示唆しています。EU経済圏の第4四半期GDPは、前年同期比+0.2%と停滞が続いています。

中国では、2月の消費者物価指数（CPI）が前年同期比+0.7%と6ヶ月ぶりに上昇しましたが、今後のCPIには注意が必要です。2024年1～2月の主要経済指標には好転しているものがあるものの、1～2月の住宅販売面積は前年同期比-31.6%に低下しており、不動産市場は依然停滞傾向にあります。

アジアでは、2023年の欧米を中心とした外需低迷から回復基調に転じ、財輸出が増加傾向にあります。アジア各国は為替への影響を考慮し、米国等の金融政策に追従するタイミングで、2024年後半以降の利下げを見込んでいます。

日本では、2023年10～12月のGDP成長率は前期比+0.1%の鈍い伸びとなりました。日銀が2024年3月にマイナス金利などの大規模金融緩和政策を解除し、17年ぶりに利上げを決定しましたが、日米金利差が開いている状態が続き円安が継続しています。名目賃金を示す現金給与総額は上昇していますが、実質賃金の低下が長期化するなかで国内消費は足踏み状態が続いています。

▶ 当社グループの財産及び損益の状況

当期及び過去3期の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

(注) 当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という）に準拠して連結計算書類を作成しております。

項 目	期	2020年度 第18期	2021年度 第19期	2022年度 第20期	2023年度 第21期 (当期)
収 益 (百万円)		1,602,485	2,100,752	2,479,840	<b>2,414,649</b>
税 引 前 利 益 (百万円)		37,420	117,295	155,036	<b>125,498</b>
当 期 純 利 益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)		27,001	82,332	111,247	<b>100,765</b>
当 期 包 括 利 益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)		59,111	142,429	138,434	<b>168,317</b>
基本的1株当たり利益 (親会社の所有者に帰属) (注)2 (円)		112.53	352.65	481.94	<b>450.97</b>
総 資 産 額 (百万円)		2,300,115	2,661,680	2,660,843	<b>2,886,873</b>
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 (百万円)		619,111	728,012	837,713	<b>924,076</b>
1株当たり親会社所有者帰属持分 (注)2 (円)		2,581.58	3,153.90	3,629.34	<b>4,238.81</b>
総資産利益率 (ROA) (%)		1.2	3.3	4.2	<b>3.6</b>
自己資本利益率 (ROE) (注)3 (%)		4.5	12.2	14.2	<b>11.4</b>
自己資本比率 (注)4 (%)		26.9	27.4	31.5	<b>32.0</b>
ネ ッ ト D E R (倍)		0.99	1.06	0.75	<b>0.75</b>
連 結 配 当 性 向 (%)		44.4	30.1	27.0	<b>29.9</b>

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 2021年10月1日付にて、株式併合（普通株式5株を1株に併合）を実施致しました。2020年度の期首に株式併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり利益（親会社の所有者に帰属）及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

3. 自己資本利益率は親会社所有者帰属持分利益率を示しております。

4. 自己資本比率は親会社所有者帰属持分比率を示しております。

## ▶ 当社グループの業績

当期の当社グループの業績につきましては、次のとおりであります。

### 収益

石炭の価格下落による金属・資源・リサイクルでの減収に加え、各種化学品の取扱数量減少による化学での減収などにより、2兆4,146億49百万円と前期比2.6%の減収となりました。

### 売上総利益

石炭の価格下落やコストの増加による金属・資源・リサイクルでの減益に加え、各種化学品の取扱数量減少や一過性の損失による化学での減益などにより、前期比116億12百万円減少の3,259億55百万円となりました。

### 税引前利益

売上総利益の減益に加え、連結子会社の新規取得などによる販売費及び一般管理費の増加により、前期比295億38百万円減少の1,254億98百万円となりました。

### 当期純利益

税引前利益1,254億98百万円から、法人所得税費用224億37百万円を控除した結果、当期純利益は前期比127億64百万円減少の1,030億60百万円となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期純利益は前期比104億82百万円減少し、1,007億65百万円となりました。

### 当期包括利益

当期純利益にFVTOCIの金融資産や在外営業活動体の換算差額などを計上した結果、当期包括利益は前期比274億80百万円増加し、1,732億83百万円となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期包括利益は前期比298億83百万円増加し、1,683億17百万円となりました。

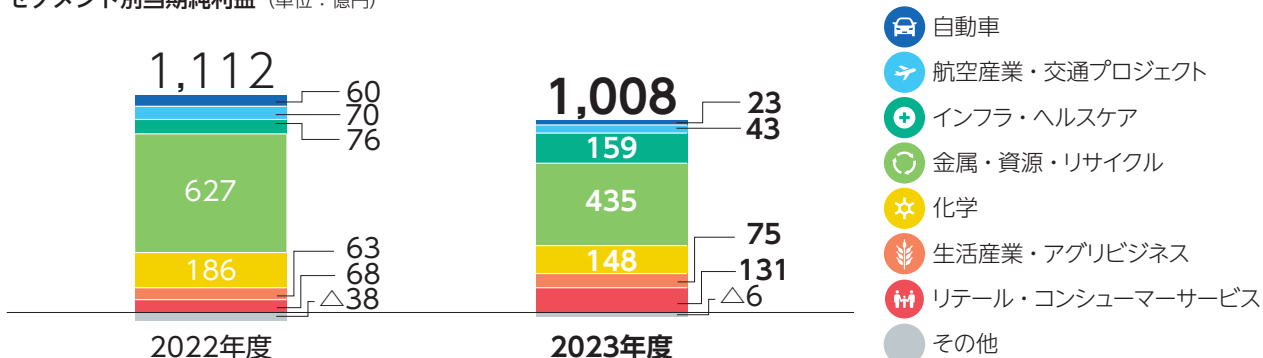
## ▶ 当社グループのセグメントの状況

当社グループのセグメントの事業の内容、業績及び成長戦略は以下のとおりであります。

当社グループは、2023年4月1日付にて「航空産業・交通プロジェクト本部」、「インフラ・ヘルスケア本部」、「化学本部」、「生活産業・アグリビジネス本部」、「リテール・コンシューマーサービス本部」、「その他」を再編し、報告セグメントの区分方法を変更しております。

(以下「当期純利益」は「親会社の所有者に帰属する当期純利益」を指しております。)

セグメント別当期純利益 (単位：億円)



※2023年4月1日付にて一部セグメントの区分方法の変更に伴い、前年同期の公表数値を変更しております。

## 自動車

### 事業の内容

- ディストリビューター事業
- ディーラー事業
- 販売金融事業
- サービス事業 など

### 業績

フィリピンの自動車販売事業の低調及びタイのディストリビューター事業からの撤退などにより、当期純利益は前期比37億35百万円減少し、22億81百万円となりました。

### 成長戦略

自動車販売を中核とした既存事業の強みを活かし、持続的な成長を目指す戦略を展開しています。既に知見や実績のある領域の拡大を基盤に、「機能」「特色」「変革」の3つを成長戦略のキーワードとして、販売力・金融・デジタルといった機能を強化することで、差別化し優位性のあるビジネスモデルを追求します。これにより持続的な成長を実現すると共に、社会課題やニーズに対してソリューションや価値を提供し、豊かなモビリティ社会の実現へ寄与していきます。

## 航空産業・交通プロジェクト

### 事業の内容

- ビジネスジェット関連事業
- 防衛事業
- 北米鉄道事業
- 民間航空機事業
- 交通EPC事業 など
- 空港関連事業
- 輸送機アセマネ事業

### 業績

航空機関連取引の減少などにより、当期純利益は前期比26億44百万円減少し、43億16百万円となりました。

### 成長戦略

航空・船舶・鉄道の3大輸送手段における長年の経験と豊富な知見をもとに、2024年4月1日付機構改革に伴い新たに加わった社会インフラ事業でのノウハウを掛け合わせ、各事業を面として紡ぎ、社内外との共創を通じて、社会的な共感力と訴求力が高い事業を創出していきます。当社機能の先鋭化・多角化を推し進め、事業価値向上を図り、変化する顧客やマーケットニーズを的確に捉えた横断的なソリューションを提供していきます。

## インフラ・ヘルスケア

### 事業の内容

- 再生可能エネルギー事業
- ガス火力発電事業
- ガス関連事業
- 通信インフラ事業
- 都市インフラ・工業団地事業
- ヘルスケア事業
- 省エネルギーサービス事業 など

### 業績

前期における台湾洋上風力発電事業の資産評価見直しに伴う損失計上の反動などにより、当期純利益は前期比82億7百万円増加し、158億51百万円となりました。

### 成長戦略

エネルギー及びヘルスケア領域において、脱炭素、人口増加、高齢化などの社会課題解決に対応し、従来の「アセット型」インフラビジネスに加え、顧客へのサービス・ソリューション提供を行う「事業型ビジネス」を構築し、収益機会及び規模の拡大を目指します。また、投資先企業の顧客基盤・人脈やパートナー企業を通じてローカルネットワークを拡充し、当社の有形・無形の資産を活用することで双日ならではの競争優位を構築し、新たな価値を創造します。

## 金属・資源・リサイクル

### 事業の内容

- 金属資源事業
- 鉄鋼製品事業
- サーキュラーエコノミー事業 など

### 業績

石炭事業の市況下落及びコストの増加などにより、当期純利益は前期比192億12百万円減少し、434億92百万円となりました。

### 成長戦略

社会の持続可能性への貢献のために、循環型社会と脱炭素への適応を重視した事業ポートフォリオへの変革を推進します。資源リサイクル領域の事業基盤強化を徹底的に追求すると共に、デジタル化や脱炭素の推進により既存事業のビジネスモデルを変革することで、市況耐性を強化し、社会ニーズに応じた新たな価値を提供しながら、更なる安定的な資源の供給体制を構築していきます。

## 化学

### 事業の内容

- 化学品事業
- メタノール事業
- レアアース事業
- 合成樹脂事業
- 環境・ライフサイエンス事業
- リサイクル事業 など

### 業績

合成樹脂含む化学品全般の需要低迷及び上期での一過性の損失などにより、当期純利益は前期比38億37百万円減少し、147億73百万円となりました。

### 成長戦略

現在化学業界では、大きな転換期を迎えており、デジタル化実装によるオペレーションの次世代化など、商流変化の機会を獲得するために実効性のある施策を講じると共に、各地域のサプライチェーンの変化を捉えるため、海外拠点における現地化を一層推進していきます。また、脱炭素の社会的要請が高まる中、その潮流に即した事業の創出にも注力し、規模感のある事業投資の実行を進め、収益の塊を獲得していきます。

## 生活産業・ アグリビジネス

### 事業の内容

- 肥料・アグリビジネス事業
- 食料・飼料畜産事業
- 林産・バイオマス事業
- 国内農業・地域開発事業
- 建材事業
- 製紙事業 など

### 業績

タイの肥料事業での利益率の良化や販売数量の増加などにより、当期純利益は前期比11億70百万円増加し、74億64百万円となりました。

### 成長戦略

経済成長の著しい新興国を中心に、肥料・アグリビジネス事業、食料・飼料畜産事業、林産・バイオマス事業などの既存事業をさらに強化していくと共に、中でも東南アジアでトップクラスの市場シェアを保有する肥料事業において、デジタルを組み合わせることで新たなビジネスを構築、収益の拡大を進めています。また、ベトナムで進める牛の肥育・加工・販売事業は、豚肉や鶏肉へと取り組みを拡大し、同国最大の総合食肉事業への展開を目指します。

## リテール・ コンシューマーサービス

### 事業の内容

- 食品・消費財流通事業(小売・物流・卸売・製造)
- 水産事業(販売・加工卸・原料調達・養殖)
- ブランド・消費財事業
- 商業施設運営事業
- 国内不動産事業 など

### 業績

国内リテール事業の回復及び商業施設の売却や新規投資に伴う負ののれんなどにより、当期純利益は前期比62億77百万円増加し、131億8百万円となりました。

### 成長戦略

強みであるベトナム・リテール事業、水産事業、畜肉事業の成長に注力し、「売る力」×「運ぶ力」をさらに磨くことで収益の積上げを図ります。ベトナムにおいては、既存事業の強化に留まらず、個々の事業が相互に連動して取引先と共に成長して行く面展開を戦略として掲げ、新たに当社グループに加わったDai Tan Viet (卸事業) とのシナジーでバリューアップを図ると共に、デジタルを活用しサプライチェーンの効率化を進めます。水産事業は既存事業を軸に収益を強化し、米国や中国・アジアの水産市場の成長を商機として海外販売の拡大に挑戦します。

## 3 当期の財政状態の概況

### 連結資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、円安の影響に加え、連結子会社の新規取得などにより、前期末比2,260億30百万円増加の2兆8,868億73百万円となりました。

負債合計は、円安の影響に加え、連結子会社の新規取得や営業債務及びその他の債務が当期末日の休日影響により増加したことなどにより、前期末比1,469億79百万円増加の1兆9,312億45百万円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分合計は、自己株式の取得や、配当金の支払いがあったものの、当期純利益の積み上がりや、為替の変動によるその他の資本の構成要素の増加などにより、前期末比863億63百万円増加の9,240億76百万円となりました。

この結果、当期末の流動比率は150.2%、長期調達比率は81.9%、自己資本比率は32.0%となりました。また、有利子負債総額から現金及び現金同等物、及び定期預金を差し引いたネット有利子負債は前期末比678億64百万円増加の6,972億90百万円となり、ネット有利子負債倍率は0.75倍となりました。

※ 自己資本比率及びネット有利子負債倍率の算出には、親会社の所有者に帰属する持分を使用しております。  
また、有利子負債総額にはリース負債を含めておりません。

## 4 当期のキャッシュ・フローの概況

当期のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは1,121億87百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは124億29百万円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは1,865億23百万円の支出となりました。これに現金及び現金同等物に係る換算差額を調整した結果、当期末における現金及び現金同等物の残高は1,962億75百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当期の営業活動による資金は、営業収入及び配当収入などにより1,121億87百万円の収入となりました。前期比では594億52百万円の収入減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当期の投資活動による資金は、パナマ自動車販売事業会社、ベトナム業務用食品卸会社への出資があったものの、航空機関連取引や米国ガス火力発電事業の売却による回収などにより124億29百万円の収入となりました。前期比では167億28百万円の収入減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期の財務活動による資金は、借入金の返済や自己株式の取得及び配当金の支払いなどにより1,865億23百万円の支出となりました。前期比では438億44百万円の支出減少となりました。

### 5 資金調達などについての状況

当社グループは、「中期経営計画2023」におきまして、従来と同様に資金調達構造の安定性維持・向上を財務戦略の基本方針とし、一定水準の長期調達比率の維持や、経済・金融環境の変化に備えた十分な手元流動性の確保により、安定した財務基盤の維持に努めてまいりました。

長期資金調達手段の1つである普通社債につきましては、当連結会計年度は発行しておりませんが、引き続き金利や市場動向を注視し、適切なタイミング、コストでの起債を検討してまいります。

また、資金調達の機動性及び流動性確保の補完機能を高めるため、円貨1,000億円（未使用）及び25.75億米ドル（6億米ドル使用）の長期コミットメントライン契約を有しております。

### 6 設備投資等の状況

当期においてパナマ自動車販売事業会社を買収したことにより、設備の増加が発生しております。



## 7 今後の見通しと企業集団が対処すべき課題

### ① 会社の経営の基本方針

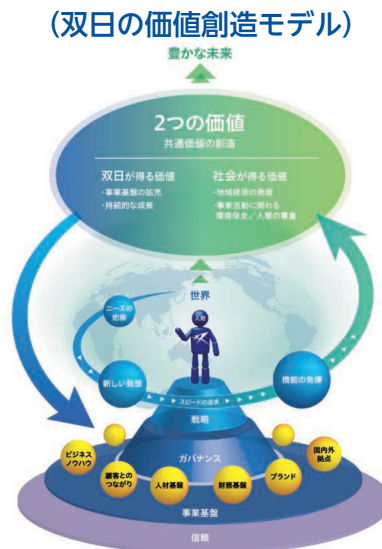
当社は、双日グループ企業理念、双日グループスローガンを掲げ、企業理念にある「豊かな未来」の創造に向け、当社グループの事業基盤拡充や持続的成長などの「双日が得る価値」と、国・地域経済の発展や人権・環境配慮などの「社会が得る価値」の2つの価値の実現と最大化に取り組んでおります。

#### (双日グループ企業理念)

双日グループは、誠実な心で世界を結び、  
新たな価値と豊かな未来を創造します。

#### (双日グループスローガン)

*New way, New value*



「豊かな未来」の創造、「2つの価値」の実現に向けて、当社では人材を最も重要な経営資源と考え、「人材」と表記し、価値創造モデルの中心に据えています。世界中のニーズを把握し、価値を生み出す人材力を高めていくことが、双日の価値創造の源泉です。

実効性の高い戦略と充実したコーポレート・ガバナンスのもと、常に新しい発想を持ち、トレーディング・権益投資・事業投資を通じた機能を発揮して、将来を見据え、外部環境の目まぐるしい変化やニーズの多様化に先駆けたスピード感あるビジネスを展開しています。

また、世界各国に広がる事業拠点やパートナーシップ、それぞれの地域で長年に亘り育ててきたお客様との信頼関係やブランド力など、築き上げてきた確固たる事業基盤が、当社の持続的な成長を支えています。

当社が創造した価値は、「社会が得る価値」として還元され、ステークホルダーからの信頼獲得につながります。また、創造した価値は、「双日が得る価値」として、当社の人材基盤やビジネスノウハウといった各事業基盤を拡充するものとして還元され、当社の競争力強化や新たなビジネスチャンスの増加につながります。

また、このような企業理念のもと、2030年における「目指す姿」として「事業や人材を創造し続ける総合商社」を掲げており、総合商社としての使命である、必要なモノ・サービスを必要なところに届けつつ、マーケットニーズや社会課題に応える事業や人といった価値を創造し続けることにより、持続的な企業価値向上を実現しています。

② 「中期経営計画2023」の振り返り

「中期経営計画2023」は、2030年の目指す姿「事業や人材を創造し続ける総合商社」に向けた第一歩と位置づけ、持続的な企業価値向上に取り組んできました。稼ぐ力の強化によりROEを向上させ、非財務面も含めた当社取り組みの透明性を高めることにより資本コストの低減に努めました。また、安定的・継続的な配当政策に加え、機動的な自己株買いを行った結果、全ての定量計画を達成しました。

<「中期経営計画2023」の定量計画と実績>

		実績	計画
当期純利益	平均	981億円	650億円
基礎的営業CF	平均	1,277億円	800億円
基礎的CF	累計	833億円	黒字
新規投資	累計	4,477億円	3,300億円
配当性向	平均	29.0%	30%程度
自己株式の取得	-	580億円	-
ネットDER	最終年度	0.75	1.0程度
ROE	平均	12.6%	10%超
ROA	最終年度	3.6%	3%超
PBR	最終年度	達成 <small>(2024年3月21日終値)</small>	1倍超

人材戦略については、人事施策の効果・浸透度を定量的に測定しながら人的資本経営を実行するため、2021年6月に以下の人材KPIを設定しました。外部環境や人事施策の浸透状況に応じて柔軟な見直しができるよう動的KPIとし、半期毎に経営会議及び取締役会において進捗の確認、及び人事施策の検証を行っています。

人材KPI (項目)	実績	目標
女性総合職 海外・国内出向経験割合	48%	50% (2023年度)
デジタル基礎研修修了者	総合職100%	100% (2023年度)
海外グループ会社CxO	45%	50% (2025年度)
チャレンジ指数	期末評価終了後に確定予定	70% (2023年度)
二次検診受診率	77%	70% (2023年度)
育児休暇取得率 ( )は男性社員	100%*(100%)	100% (2023年度)

※当社実質ベース

2023年度に子が出生した社員の育児休暇取得率で、2024年度に取得を計画中のもの(男性社員4名)を含む。

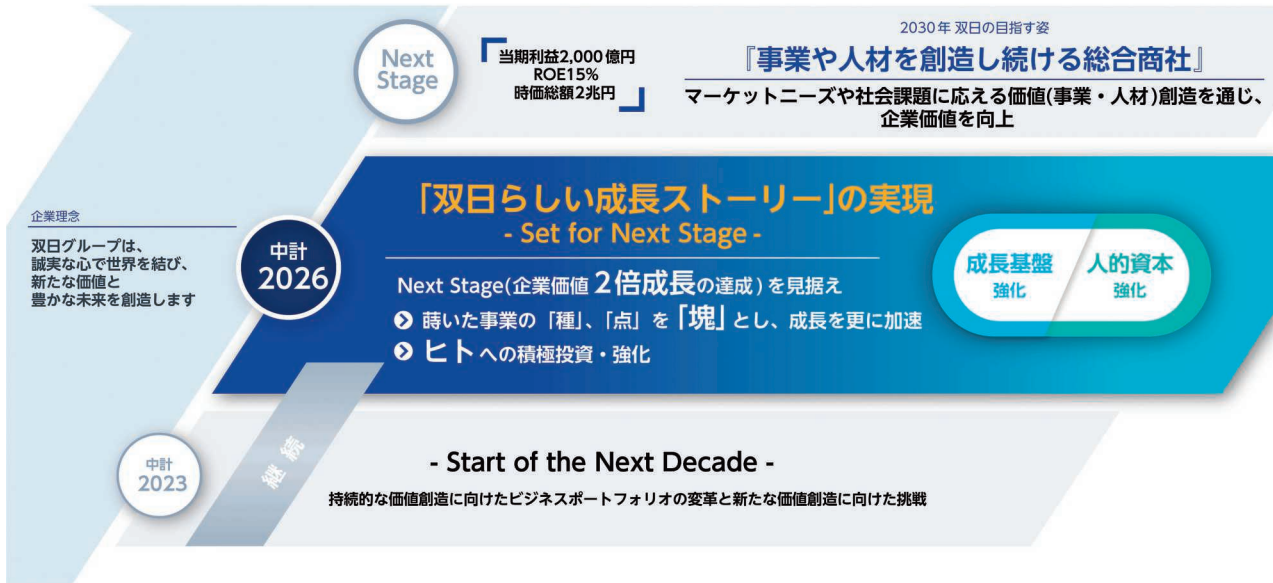
### ③ 「中期経営計画2026」について

#### 1) 「中期経営計画2026」の位置づけ“Set for Next Stage”

「中期経営計画2023」の進捗・成果を踏まえ、2030年の目指す姿「事業や人材を創造し続ける総合商社」を見据えて向かう先を“Next Stage（企業価値2倍成長）”とし、具体的なターゲットを「当期利益2,000億円、ROE15%、時価総額2兆円」と決めました。

#### 企業理念

双日グループは、誠実な心で世界を結び、新たな価値と豊かな未来を創造します



「中期経営計画2026」は、このNext Stageを見据えて、成長基盤と人的資本の強化に取り組む中期経営計画と位置づけ、副題を“Set for Next Stage”としました。Next Stageに到達するためのキーメッセージとなる「双日らしい成長ストーリー」の実現に向け、成長基盤と人材への積極投資を行っていきます。

2) 定量目標

「中期経営計画2026」における定量目標として以下を掲げています。

将来の成長に向けて、財務規律を堅持した上で6,000億円の投資を実行します。ROEについては、当社が認識する株主資本コスト9～10%を超える12%超を確保し、企業価値と株主価値の向上を図ります。株主還元については、基礎的営業キャッシュフローの3割程度を充当するというキャッシュアロケーション方針に基づき行っていきます。



➡ 中計2023 EPS : 428円/株 (3カ年平均) >>> 中計2026 EPS : 570円/株 (3カ年平均)

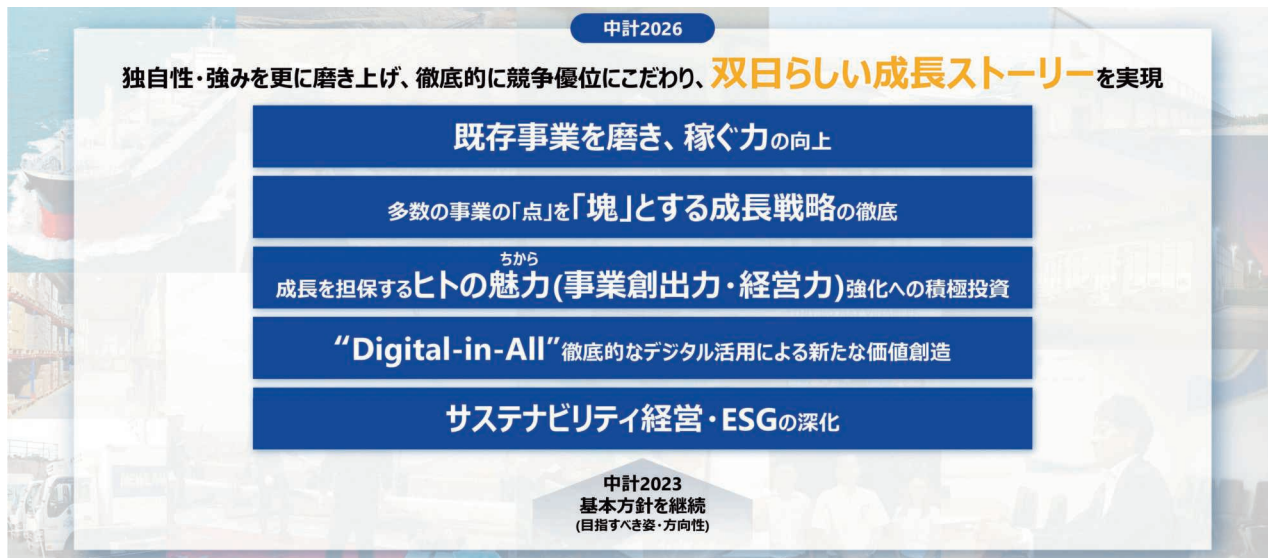
中計2023比 **年率換算+10%成長**

※株主資本：その他の資本の構成要素（為替換算調整勘定、その他評価差額金、繰延ヘッジ損益等）を除外した前期末自己資本

※株主資本DOE：支払配当÷株主資本

### 3) Next Stageへの基本方針

双日らしい成長ストーリーの実現に向け、成長基盤と人的資本を強化するために、以下の基本方針に沿って独自性・強みをさらに磨き上げることで、競争優位を確立します。



#### “競争優位・成長の追求 - 双日らしさ”

双日はこれまで100年以上にわたり、「先読み」「変革」「挑戦」を通じて、必要なモノ・サービスを必要なところに届けることを一貫して使命・ミッションとしてきました。

「中期経営計画2026」においてはそれらを踏襲しつつ、「スピード」、「共創・共有」、「マーケットイン “Glocal”」、「パートナーシップ」、「ヒトの魅力 (ちから)」を新たな要素として再定義しました。双日DNAから生まれる独自性・双日らしさを常に進化させ、当社競争力の源泉とし、持続的な成長を実現します。



#### 4) 成長基盤の強化

##### (a) 戦略的強化領域

「中期経営計画2023」で定めた3つの注力領域における実績・進捗を踏まえ、以下を戦略的強化領域として再設定しました。それらの横申しとして、全ての事業領域に必要な不可欠な要素としての「DX（デジタルトランスフォーメーション）」と「GX（グリーントランスフォーメーション）」領域を強化します。

また成長市場・面展開では、ベトナムで確立されつつあるような強みのある成長市場におけるビジネスの面展開を、さらに他地域にも拡大していきます。



DX（デジタルトランスフォーメーション）については、「中期経営計画2023」でのDigital開拓期を経て、以下の3つの柱を通じ“Digital in All”による価値創造を図ります。

- ・デジタルビジネスの収益化
  - －さくらインターネットとの戦略的提携と協業による成長の取り込み
  - －双日グループのデジタル事業会社である日商エレクトロニクスとのさらなる機能強化・収益力の向上などによるデジタルビジネスの収益の塊化
- ・既存ビジネスとデジタルの掛け合わせによる稼ぐ力、価値・競争力の向上
- ・デジタル人材の拡充、データ・AI活用のためのデジタル基盤の整備・構築

GX（グリーントランスフォーメーション）に関しては、2050年に向けた長期ビジョン「サステナビリティチャレンジ」での脱炭素目標に向けた取り組みを加速させます。（詳細はP.60～61を参照）

GX分野の技術革新や社会への普及速度を見極め、そのステージに合ったソリューションを自ら創造・提供することを目的とし、2024年1月に経営直轄の専門組織を設置しました。GXに資する事業に積極的に資源配分することで、カーボンニュートラル社会の実現と当社の企業価値拡大の両立を目指します。

#### (b) 双日らしい成長ストーリー

当社の示す双日らしい成長ストーリーの事例としては、以下が挙げられます。

##### “成長市場 面展開”

当社に知見があり、成長が期待できる市場において、関連性のある事業・領域に集中的に投資を行うことで、点から線に、線から面に展開し、市場ニーズ・成長を取り込みます。そのような事業をベトナム以外においても早期に形成し、その国・地域と共に成長していくストーリーの実現を目指します。現場に密着した事業運営を行い、創意工夫をこらしてビジネスを作り続け、パートナーと共に成長していきます。

“ビジネスモデルの変革・深化”

当社はマーケットインの徹底により、社会ニーズに合わせて、様々なビジネスを変革してきました。

例えば、エネルギー事業においては石油ガスの輸入トレードから始まり、発電プラントの輸出、大型発電所の開発・運営、近年では再エネや省エネを掛け合わせたEnergy as a Serviceといった事業を開始するなど、時代と共に変革を遂げてきました。

当社の事業創造DNAである「先読み力」、「変革」、「挑戦」に加え、双日らしさを構成するマーケットイン、パートナーシップといった強みを活かした成長ストーリーの事例であり、今後も各事業領域・市場において変革と成長を続けていきます。

“バリューチェーン上の事業領域の拡大”

情報技術の進展やグローバル化により、様々なバリューチェーンにおいて中間業種の機能が低下し、付加価値の源泉が川上と川下に移行してきました。当社は従来より川中であるトレードビジネスを中心に営んできましたが、幅広い業界での知見・接点を活かし、付加価値の高い領域に積極展開することで、自らの事業ポートフォリオを変革し、事業価値の最大化を図っていきます。

(c) 新規投資の方針

新規投資に関しては、3ヶ年6,000億円の成長投資並びにヒトへの投資を計画しています。

ポートフォリオを強化する成長投資においては競争優位性や独自性を追求し、既存領域を核とした事業の「塊」を構築することに重点を置いた最適ナリソース配分・成長戦略を実行していきます。

また、ポートフォリオをトランスフォームする成長投資においては、十分な収益性を確保できる500億円超の規模感ある投資を実行します。





## 5) 人的資本の強化

### (a) 人材戦略の考え方

「中期経営計画2026」では、2030年の目指す姿である「事業や人材を創造し続ける総合商社」に向け、「自らの意思で挑戦・成長し続ける多様な個」「多様な個の力を最大化するミドルマネジメントの強化」「環境変化を先読みした機動的な人材配置・抜擢」の3点の人材戦略基本方針を掲げ、双日らしい成長ストーリーの実現に向けた「事業創出力」と「事業経営力」の強化を目指します。

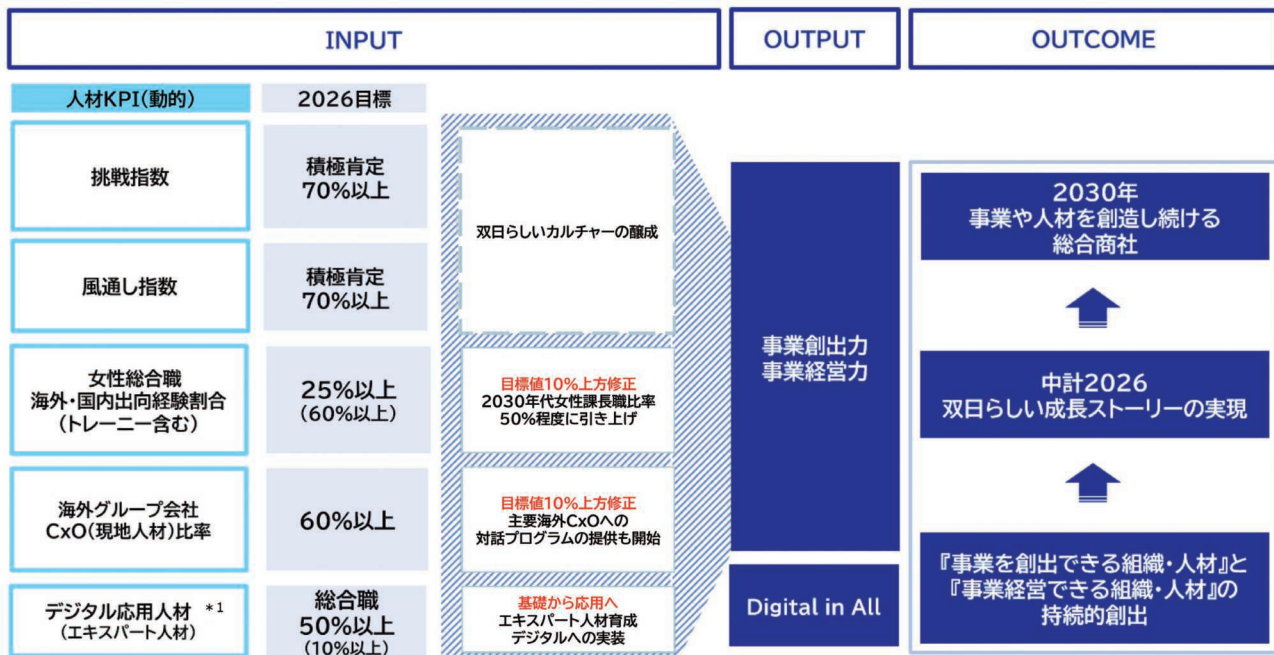
人的資本の強化を支える土台として、「双日らしいカルチャーの醸成」、「Digital in All」、「データを活用した対話」により、挑戦や思考の柔軟さといった双日らしい独自の風土・文化を深化させ、事業創出力、事業経営力の最大化を図っていきます。

2024年4月より、役割等級・評価・報酬などを見直した、新たな人事制度をスタートさせました。社員一人ひとりの成長、組織の成長・活性化、会社の成長・企業価値向上を実現させることで、当社らしい人的資本経営を加速させていきます。



(b) 人材KPI (動的)

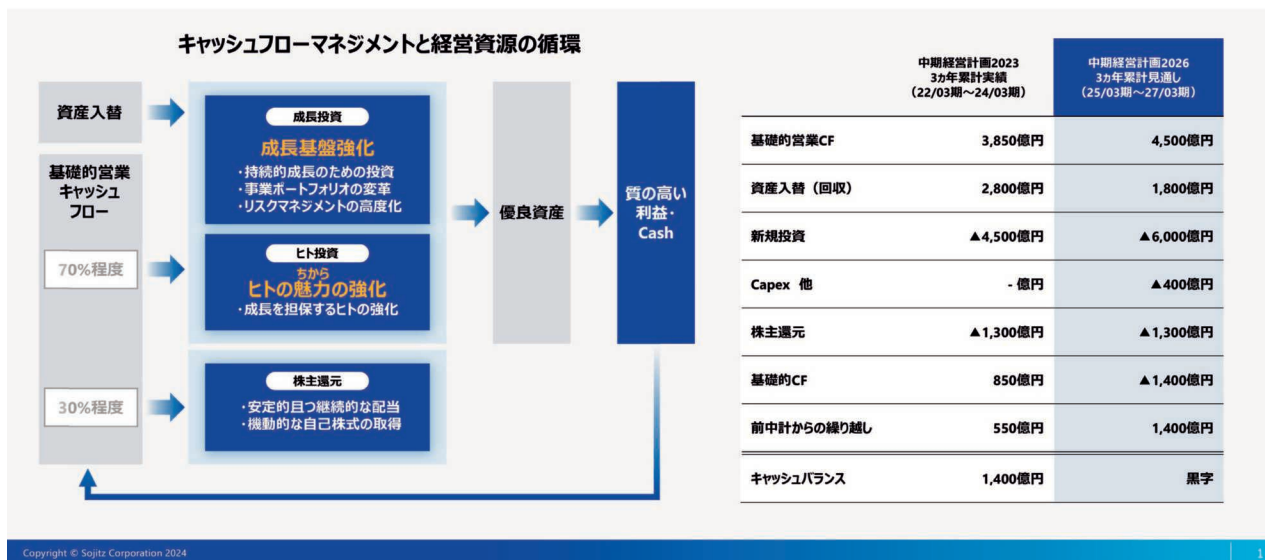
2030年の目指す姿に向けて双日らしい成長ストーリーを実現するためには、事業創出力、事業経営力を備えるとともに、Digital in Allを実践できるヒト（組織・人材）の育成・強化が必要となることから、次に掲げる人材KPIを設定し、各種施策の効果を測っていきます。



\*1 デジタル応用人材 : 応用基礎研修(\*2)修了者 + エキスパート研修(\*3)修了者  
 \*2 応用基礎研修 : 基礎的なデータ分析(重回帰分析など)・ビジネスアーキテクト・プログラムミングを習得するプログラム  
 \*3 エキスパート研修 : 営業現場のビッグデータを解析し課題解決やDX実装を演習するプログラム

## 6) キャッシュフロー・マネジメント

基礎的営業キャッシュフローと資産入替を原資に、さらなる成長に向けた成長・ヒト投資と株主還元を実行します。基礎的営業キャッシュフローの7割程度を成長・ヒト投資に、3割程度を株主還元に充当します。



7) 利益配分に関する基本方針

「中期経営計画2026」期間累計の基礎的営業キャッシュフローの3割程度を株主還元する方針です。

(a) 配当

- ・安定的かつ継続的な配当を行うため株主資本DOE4.5%を配当方針とし、業績変動や株価・為替による影響を最小限に抑える
- ・当期純利益による株主資本の積み上げが、株主還元による株主資本の減少幅を上回る限りにおいて、累進的に増配となる配当方針

(b) 自己株式取得

- ・キャッシュフロー・マネジメント方針に基づき、「中期経営計画2026」期間を通じて機動的に自己株式取得を実施

これを踏まえ、2025年3月期の配当については、1株当たり年間150円（中間75円、期末75円）を予定しています。当該年度の当期純利益（当社株主帰属）に基づく連結配当性向（予想）は29.6%となります。



※ 株主資本：自己資本のうち、その他の資本の構成要素を除いた部分とする  
 ※ 株主資本DOE：株主資本に対して、どの程度の割合を配当として還元しているかを示す指標とする

#### ④サステナビリティに関する考え方及び取り組み

##### 1) サステナビリティチャレンジ

当社グループにとってのサステナビリティとは、「双日グループ企業理念」に基づき、ステークホルダーと共に事業を通じた「2つの価値（双日が得る価値と社会が得る価値）」の最大化を図り、当社グループと社会の持続的な成長を目指すことです。

この「2つの価値」の最大化に向けて、当社は中長期的に取り組むべき「サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）」を定めています。このマテリアリティの策定にあたってはパリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）などを参照し、当社グループと社会の持続的な成長のために対処すべき普遍的な課題として「人権」「環境」「資源」「地域社会」「人材」「ガバナンス」を抽出、設定しました。

このマテリアリティの中から、個別具体的な課題を特定し2050年に向けた長期ビジョンとして「脱炭素社会実現への挑戦」と「サプライチェーンを含む人権尊重」の2本柱からなる「サステナビリティチャレンジ」を策定し、取り組んでいます。

「中期経営計画2023」においては、脱炭素社会の実現に向けて、CO<sub>2</sub>排出を「リスク」と捉え削減を加速し、来る脱炭素社会への耐性を高めると共に、この社会移行を新たな「機会」と捉え、幅広い分野においてビジネス構築に進めてまいりました。かかる方針のもと、リスクの計測と把握に努めました。

なお、サプライチェーン上のCO<sub>2</sub>分析は当社ウェブサイト ([https://www.sojitz.com/jp/sustainability/sojitz\\_esg/e/climate/](https://www.sojitz.com/jp/sustainability/sojitz_esg/e/climate/)) をご参照ください。

サプライチェーンを含む人権尊重については、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」フレームワークに沿って、グローバルに展開する様々な事業に関わるサプライチェーン上のどの国・地域においても人権尊重に努め、人権リスクの把握と低減を図ってまいりました。

2024年度からスタートの「中期経営計画2026」において、この長期ビジョンは双日らしい成長ストーリーを実現する上で前提にもなっています。

「中期経営計画2026」において、引き続き、事業におけるCO<sub>2</sub>削減を着実に実行すると共に脱炭素社会実現へ貢献する事業を拡大していきます。また、拡大する人権リスク評価の事業領域における人権の尊重の徹底、取り組みの深化を行い、さらには生物多様性・サーキュラーエコノミーなど、他の社会課題への対応も行ってまいります。

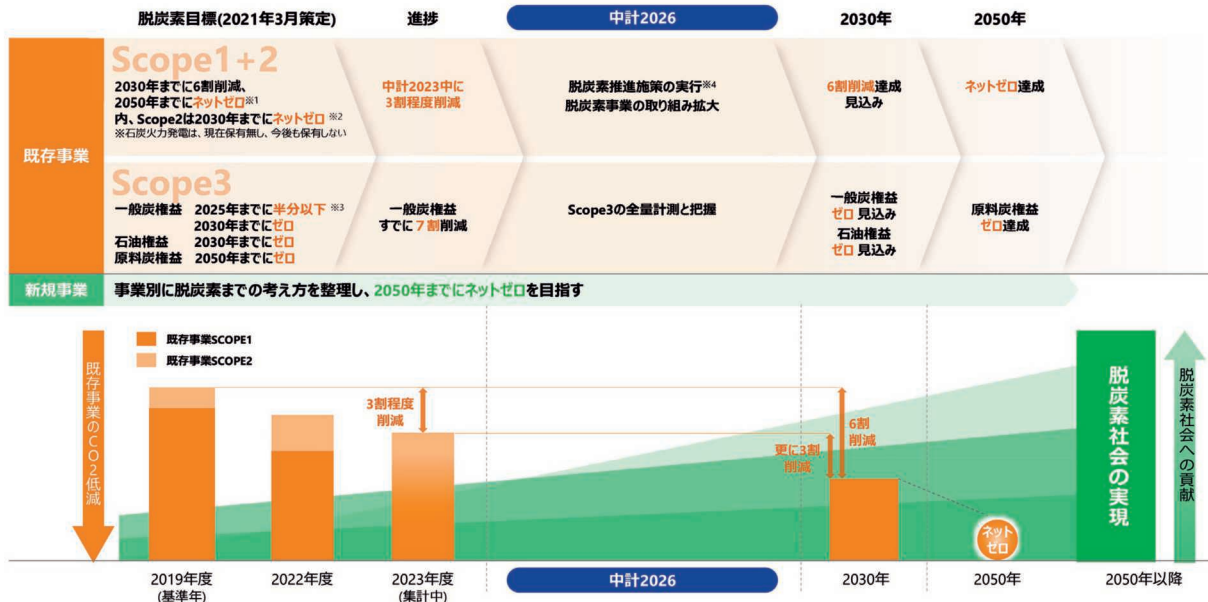


## 2) 脱炭素社会への実現への挑戦

サステナビリティチャレンジの達成に向けて、2021年3月に脱炭素目標を策定しました。

2024年3月期における脱炭素目標に対する進捗は、Scope1とScope2は3割程度削減、一般炭権益はすでに7割削減を達成しています。

中期経営計画2026においては、Scope1とScope2のさらなる着実な削減に向けた脱炭素推進施策の実行や、脱炭素事業の取り組み拡大、及びScope3の全量計測と把握を行います。



※1、2 2019年度を基準年として、単体および連結子会社が対象

※3 2018年度を基準年とした権益資産の簿価ベース

※4 事業会社の脱炭素に向けた取り組み（再エネ・省エネ・電池・EV/PHV等）を推進する施策

### 3) サプライチェーンを含む人権尊重

当社グループはグローバルに様々な事業を展開していますが、その事業に関わるサプライチェーン上のどの国・地域においても人権尊重に努めるべく、人権リスクの把握及び低減を図っています。その取り組みにあたっては、「国際人権章典」、及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」フレームワークに沿って人権尊重への対応を行っています。

#### 方針の策定・共有

当社グループは、「国連グローバル・コンパクト」の10の原則などを踏まえて、「双日グループ人権方針」や「双日グループサプライチェーンCSR行動指針」などの方針を策定しています。サプライヤーやグループ会社に対して、当社の方針を周知し、理解と実践を求めています。

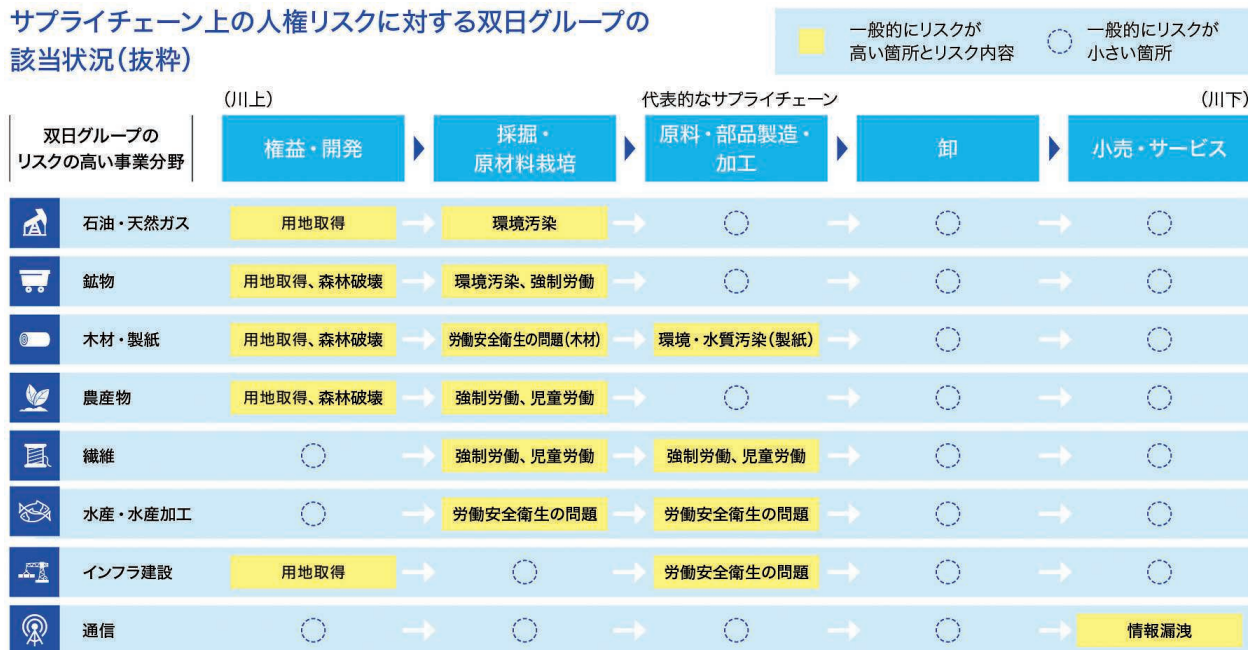
また、サプライチェーン上の人権尊重においては、事業現場における認識と理解が重要であると考えています。

そこで、当社グループ各社からの人権尊重への理解と事業現場への認識徹底を行う旨の確認書の取得や、グループ各社の経営陣とサステナビリティ推進部（サステナビリティ委員会事務局）との間での対話を通じ、方針や取り組みの周知及び現場の対応状況の確認を行い、人権尊重意識の徹底と理解の浸透を図っています。

#### リスク評価

当社グループはグローバル事業を展開し、その事業の範囲は多岐に亘る上に、川上から川下までサプライチェーンに広く関わっています。そこで、リスクベースアプローチの観点より、英国NGO「ビジネスと人権リソースセンター」が保有する人権リスクの発生事例データベースをもとに、当社グループの事業の中でも特にリスクが高い事業分野を特定、見直しを行っていくと共に、サプライチェーン全体において一般的にどの位置で人権リスクが発生しやすいか、分析・確認をしています。

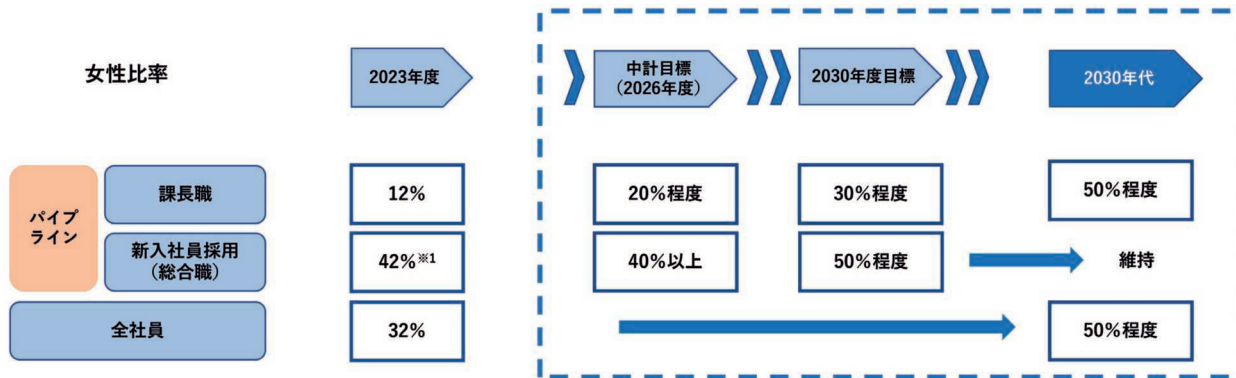
### サプライチェーン上の人権リスクに対する双日グループの該当状況(抜粋)



4) 女性活躍推進

「中期経営計画2026」の人材戦略として掲げた基本方針の1つである「自らの意思で挑戦・成長し続ける多様な個」をもとに、当社では女性活躍推進を進めております。

ダイバーシティマネジメントの専任組織を設け、人事部と協調しながら、各種施策を実施しています。多様性をイノベーションの創出といった競争力につなげていくために、女性活躍推進を人材戦略の最重要テーマの1つと位置づけ、男女間の差がなく適所適材が実現している状態を目指しています。2030年代には、社員全体に占める女性比率を50%程度とし、組織の意思決定に関わる女性を増やしていくことを目的に、課長職に占める女性比率についても50%程度にすることを掲げ、各世代層のパイプライン形成と経験の蓄積、男女間における経験値のギャップ解消、女性特有のライフイベントを見越した「キャリアを止めない」施策に取り組んでいます。



※1 2024年4月1日入社



## 8 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

連結子会社は307社、持分法適用会社は126社であります。  
(連結子会社)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
双日米国会社	US\$337,937,090	100.00%	貿易業
双日欧州会社(BV)	EUR10,000	100.00	投資管理
双日アジア会社	US\$136,507,474	100.00	貿易業
双日中国会社	US\$60,000,000	100.00	貿易業
双日エアロスペース株式会社	1,410百万円	100.00	航空・防衛産業関連機器の輸出入・販売
双日マシナリー株式会社	1,480百万円	100.00	一般産業機械類、軸受製品、四輪・二輪部品 船用機械類などの輸出入・販売
双日プラネット株式会社	3,000百万円	100.00	合成樹脂原料・製品などの貿易・販売
プラマテルズ株式会社	793百万円	(注)100.00	合成樹脂原料・製品などの貿易・販売
双日建材株式会社	1,039百万円	100.00	建材・木材他建築資材などの販売、各種建設 工事の企画・調査・設計・管理・請負など
双日食料株式会社	412百万円	100.00	砂糖・糖化製品・乳製品・農畜水産物・加 工食品・その他各種食料品の販売
マリンフーズ株式会社	1,833百万円	100.00	水産加工食品の製造販売、水産原料の輸入 販売
トライ産業株式会社	67百万円	100.00	マグロの加工販売
双日ファッション株式会社	200百万円	100.00	綿・化合繊維物生地、ニット生地などの企画・ 製造・販売
双日九州株式会社	500百万円	100.00	国内地域法人
日商エレクトロニクス株式会社	14,336百万円	100.00	ITシステム・ネットワークサービス事業

(注) プラマテルズ(株)は子会社である双日プラネット(株)が100.00%出資しております。

(持分法適用会社)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エルエヌジージャパン株式会社	22,142百万円	50.00%	LNG事業及び関連投融資
株式会社メタルワン	100,000百万円	40.00	鉄鋼関連商品の輸出入、外国間及び国内販売など
ロイヤルホールディングス株式会社	17,830百万円	19.92	外食事業・コントラクト事業・ホテル事業 食品事業
株式会社JALUX	2,558百万円	(注)22.22	航空・空港関連、生活関連、顧客サービス 事業における流通・サービス業

(注) (株)JALUXについては、関連会社が保有する23.83%を合計した当社グループの出資比率は46.05%となります。

## 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1 発行可能株式総数	普通株式	500,000,000株	(前事業年度末	500,000,000株)
2 発行済株式の総数	普通株式	225,000,000株	(前事業年度末	250,299,900株)
			(注) 普通株式の発行済株式の総数には、自己株式(当事業年度末6,110,051株)が含まれております。 なお、自己株式には役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式(同886,140株)は含まれておりません。	
3 株主数	普通株式	183,507名		

### 4 大株主 普通株式

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注)2	38,218	17.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口) (注)3	16,023	7.32
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	5,638	2.58
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	3,985	1.82
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	3,272	1.50
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社(投 信 口) (注)4	3,121	1.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,919	1.33
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,760	1.26
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,619	1.20
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,573	1.18

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。  
 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数には、当社が信託を受けている株式が37,751千株含まれております。  
 3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数には、当社が信託を受けている株式が15,939千株含まれております。  
 4. 野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数は、全て信託業務の信託を受けている株式となります。  
 5. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 6. 2024年3月末日より、各株主の持株数につきましては信託口等をまとめて集計しておりません。

### 5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 33,658株	1名

- (注) 1. 当社が採用する信託の仕組みを利用した業績連動型株式報酬制度のもとでは、制度対象者が、付与されているポイントに対応する当社株式の数の70%相当について、設定された信託から株式の交付を受け(ただし、単元未満株式数については、信託内で換価した上、その換価処分金相当額の金銭の給付を受け)、残りの30%相当については信託内で換価した上でその換価処分金相当額の金銭の給付を受けることになっています。この換価処分により金銭の給付を行った株式分についても上記表中の株式の数に含まれております。  
 2. 上記は退任した当社役員に対して交付されたものであります。

## 会社役員に関する事項

### 1 取締役及び監査役 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
藤本昌義	代表取締役社長	CEO	
平井龍太郎	代表取締役副社長執行役員	社長補佐、自動車、航空産業・交通プロジェクト、インフラ・ヘルスケア管掌、兼 東アジア担当	
真鍋佳樹	代表取締役専務執行役員	コーポレート管掌	
尾藤雅彰	取締役専務執行役員	金属・資源・リサイクル、化学、生活産業・アグリビジネス、リテール・コンシューマーサービス管掌	
大塚紀男	社外取締役		大成建設(株)社外取締役 日本精工(株)名誉顧問
齋木尚子	社外取締役		(株)日本政策投資銀行社外取締役 (株)小松製作所社外取締役 山九(株)社外取締役
朱殷卿	社外取締役		(株)コアバリューマネジメント代表取締役 第一生命ホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) マネックスグループ(株)社外取締役
小久江晴子	社外取締役		(株)ぎんでん社外取締役
亀岡剛	社外取締役		(株)J-オイルミルズ社外取締役
榑引雅亮	常勤監査役		
本田武弘	常勤監査役		
長沢美智子	社外監査役		東京丸の内法律事務所パートナー 総合警備保障(株)社外監査役
山本眞裕	社外監査役		
亀井純子	社外監査役		三菱化工機(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 大塚紀男氏、齋木尚子氏、朱殷卿氏、小久江晴子氏及び亀岡剛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 長沢美智子氏、山本眞裕氏及び亀井純子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 榑引雅亮氏は、当社において、経理、税務及びリスク管理などの業務に従事し、また、リスク管理、人事総務責任者などの要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 山本眞裕氏は、帝人(株)において、財務、経理、経営企画などの職務を担当し、CFOなどの要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 亀井純子氏は、公認会計士として、監査法人において長年の監査業務における豊富な経験と高い専門性に加え、証券会社での勤務経験で培われた財務及び会計に関する知見を有しております。  
 4. 当社は、(株)東京証券取引所に対して、大塚紀男氏、齋木尚子氏、朱殷卿氏、小久江晴子氏、亀岡剛氏、長沢美智子氏、山本眞裕氏及び亀井純子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 5. 上記「重要な兼職の状況」に記載の法人などと当社との間に、社外役員の職務執行に影響を及ぼす特別な関係はありません。

## 2 取締役及び監査役の報酬等の額

### ①役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(単位：百万円)

	支給人員 (名)	基本報酬	業績連動報酬		合計
		金銭(※1,2)	金銭(短期) (※1)	株式(中長期) (※1,3,4)	
取締役 合計	10	317	127	275	720
業務執行取締役	5	254	127	275	657
社外取締役	5	63	—	—	63
監査役 合計	5	106	—	—	106
常勤監査役	2	73	—	—	73
社外監査役	3	32	—	—	32

(注)

※1 百万円未満は切り捨てて表示しております。

※2 期末日現在の人員数は、取締役9名、監査役5名であります。なお、取締役及び監査役の報酬等の総額には、2023年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び2024年3月31日辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

※3 2023年度における取締役の個人別の報酬等の額は、役員報酬ポリシー、基本報酬(固定報酬)の役位別基本報酬、業績連動報酬(短期)の算定方法、及び業績連動報酬(中長期)の算定方法に基づき、各評価指標の目標額等を含め、後述の決定方針(当事業年度の役員報酬ポリシー)に整合することを取締役会で確認したため、当該方針に沿うものであると判断しております。

※4 業績連動報酬(中長期)は、BIP信託を用いた株式報酬制度であり、上記株式報酬の総額は、2023年度に退任が決まっている対象者を含めて、BIP信託に関する株式交付ポイントの付与に係る2023年度の費用計上額です。

### ②決議の内容

当社取締役の報酬の限度額などは、以下のとおり決議されています。

地位	報酬の種類		報酬限度額		株主総会 決議	当該決議時点の員数
業務執行 取締役	基本報酬	金銭	年額 550百万円		2007年 6月27日	取締役7名 (うち社外取締役1名)
		金銭(短期)				
	業績連動 報酬	株式(中長期) 対象者： 国内非居住者を除く ・取締役(社内) ・執行役員	当社が拠出する 金員の上限	3事業年度を対象 1,800百万円	2021年 6月18日	取締役8名 (うち社外取締役4名)
		取締役などに交付 する当社株式などの 数の上限	3事業年度を対象 600万ポイント (120万株に相当)			
社外 取締役	基本報酬	金銭	年額 100百万円			
監査役	基本報酬	金銭	年額 150百万円		2007年 6月27日	監査役5名 (うち社外監査役3名)

### ③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

#### ■ 当事業年度の役員報酬ポリシー

当社は、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度とすることを基本方針としております。この基本方針のもと、当社の企業理念、価値創造モデル、2030年に目指す姿、そして2021年4月からスタートした「中期経営計画2023」の実現に向けた報酬制度とするため、2021年4月30日開催の取締役会にて、取締役と執行役員に対する報酬制度として、「役員報酬ポリシー」（当社における取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）を決議しております。その内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方	当社の取締役及び執行役員（以下、役員）の報酬に関する基本的な考え方は、以下2点を踏まえたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 双日が掲げる「2つの価値」、すなわち「双日が得る価値」、及び「社会が得る価値」の創造・提供の実現に向け、持続的成長と中長期的な企業価値向上を強く推し進めるためのインセンティブとなる制度とする。</li> <li>・ 2030年に目指す姿「事業や人材を創造し続ける総合商社」を強く推し進める制度とする。</li> </ul>						
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的な業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度であること。</li> <li>・ デジタル社会において、また、ESG経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動するものであること。</li> <li>・ 当社の株主価値と連動したものであること。</li> <li>・ グローバルに競争力を有する人材を確保・維持できる報酬水準であること。</li> <li>・ 報酬の決定プロセスは、透明性・客観性の高いものであること。</li> </ul>						
報酬体系	<p>◆ 報酬水準 基本方針に則り、各役員の職責に応じて魅力的と感じる水準とする。なお、報酬水準の設定にあたっては、他総合商社や第三者による国内上場企業の経営者報酬サーベイ、及び従業員給与水準等を勘案する。また、外部環境の変化に応じて適宜見直しを行う。</p> <p>◆ 報酬構成 基本報酬と業績連動報酬に大別し、中長期の業績連動報酬はパフォーマンス、すなわち当社の企業理念の実現、及び「2つの価値」の創造・提供を加味したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 基本報酬（固定報酬）： 職責に応じて役員毎に決定する金銭報酬</li> <li>－ 業績連動報酬（短期）： 単年度の会社業績や中期経営計画の進捗度に連動する金銭報酬</li> <li>－ 業績連動報酬（中長期）： 中期経営計画の達成度や企業価値向上（ESGや株価）に連動する株式報酬<sup>(※)</sup></li> </ul> <p>◆ 報酬比率 【取締役及び執行役員（社外取締役除く）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本報酬</th> <th>業績連動報酬（短期）</th> <th>業績連動報酬（中長期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54～66%</td> <td>21～26%</td> <td>13～20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【社外取締役】 基本報酬100%とする。取締役会議長、指名及び報酬委員会委員長には別途手当を支給する。</p> <p>◆ 報酬の支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 基本報酬： 月例で支給する。</li> <li>－ 業績連動報酬（短期）： 毎年1回、一定の時期に支給する。</li> <li>－ 業績連動報酬（中長期）： 株式交付時期は退任後とする。<sup>(※)</sup></li> </ul>	基本報酬	業績連動報酬（短期）	業績連動報酬（中長期）	54～66%	21～26%	13～20%
基本報酬	業績連動報酬（短期）	業績連動報酬（中長期）					
54～66%	21～26%	13～20%					
業績連動報酬の決定方法	目標達成度、中期経営計画の進捗度、及び個人の業績等への貢献度に基づき決定する。						
報酬の没収等（クローバック、マルス条項）	重大な会計の誤り、不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合、また、取締役及び執行役員による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動報酬の支給制限、又は受け取った報酬の返還を求めることができる。						
報酬ガバナンス	役員の個人別の報酬額は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。						

(※) 株式報酬は、取締役の退任後、受益者要件を満たしていることを確認した上で、株式交付1ポイントにつき当社株式1株（2021年10月1日の株式併合以降は1ポイントにつき当社株式0.2株）として、累積株式交付ポイント数に応じて当社株式の交付などを行います。受益者要件は、株式報酬制度としての主旨を達成するために必要と認められる要件を設定しています。

(ご参考) なお、2024年度の役員報酬ポリシーにつきまして、当社は、2024年6月18日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを前提に、2024年3月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する報酬制度として、「役員報酬ポリシー」（当社における取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）を一部改定する決議をしております。

## 1) 報酬の構成

各指標の目標値は、会社実績と連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度とするため、「中期経営計画2023」の目標を踏まえて、報酬委員会で審議し、取締役会で決議しております。

報酬の種類		概要		業績連動指標 (KPI)	評価 ウェイト	報酬 変動幅	支給時期	目標値	目標値に 対する実績
基本 報酬	固定	金銭 (54~66%)	職責に応じて役位毎 に決定	—	—	—	月例	—	—
業績 連動 報酬	短期 変動	金銭 (21~26%)	単年度の会社業績 や中期経営計画の 進捗度に連動	連結当期純利益 (注1) (単年度目標の達成度)	35%	0~150% (注2)	毎年1回、 一定の時期	950億円	(2023年度) 1,008億円
				連結当期純利益 (注1) (中期経営計画の累計目標額の進捗度)	35%			1,950億円	(2021-2023年度累計) 2,943億円
				ROE	20%			11.1%	(2023年度) 11.4%
				基礎的営業キャッシュフロー (単年度目標の達成度)	5%			1,150億円	(2023年度) 1,092億円
	基礎的営業キャッシュフロー (中期経営計画の累計目標額の進捗度)	5%	2,400億円	(2021-2023年度累計) 3,831億円					
中長期	株式 (13~20%)	中期経営計画の達成 度や企業価値向上 (ESGや株価) に連動	3事業年度期間における連結当期純利益 (注1) の累計額 当社株式成長率 (注3) ESG (環境・社会・ガバナンス) 関連	60% 30% 10%	60~ 200%	退任後 株式支給	1,950億円 110% 下記ご参照	—	

ESG項目	評価指標	評価基準
脱炭素	①自社の直接的なエネルギーの使用量削減 ②一般炭・原料炭・石油権益の削減	2021年3月末時点からの削減状況
社会課題	2つの価値を念頭に置いた社会課題への取り組み状況 ①循環型社会形成への取り組み ②エッセンシャルインフラ開発・サービスの提供 ③国内地域創生への取り組み	左記の全社及び各本部の取り組み状況
ガバナンス	①本部毎の全社的取り組み ②インテックス評価など	①コンプライアンス委員会や内部統制委員会への報告などを通じたガバナンスの改善・強化状況 ②外部評価機関の評価
ヒト	①女性活躍 ②育児休暇取得 ③社員意識調査 (主要項目) の向上	①女性総合職の海外経験者比率の向上・人数増 ②育児休暇取得率の向上 ③2021年3月実施の社員意識調査の主要項目の伸び・改善度

(注1) 親会社の所有者に帰属する当期純利益を指します。  
 (注2) 各指標の実績が目標値の40%未満の場合、当該指標に係る報酬は支給されません。  
 (注3) 当社のTSR (Total Shareholders Return: 株主総利回り) と配当込みTOPIXとの相对比较で評価を行います。  
 (注4) 各ESG項目の評価は報酬委員会による評価に基づきます。

## 2) 監査役の報酬制度

監査役の報酬については、取締役の職務執行を監査するという役割に鑑みて、業績連動報酬は導入せず、基本報酬 (金銭) のみとします。

## 3 役員責任限定契約の概要

当社は、社外取締役 (大塚紀男氏、齋木尚子氏、朱殿卿氏、小久江晴子氏及び亀岡剛氏) 及び監査役 (榎引雅亮氏、本田武弘氏、長沢美智子氏、山本眞裕氏及び亀井純子氏) との間で責任限度額を10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## 4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその会社役員としての業務につき行った行為 (不作為を含みます) に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが補填されます。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末 (2024年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度末 (2023年3月31日)	科 目	当連結会計年度末 (2024年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度末 (2023年3月31日)
<b>資産</b>			<b>負債及び資本</b>		
<b>流動資産</b>			<b>負債</b>		
現金及び現金同等物	196,275	247,286	<b>流動負債</b>		
定期預金	13,139	6,991	営業債務及びその他の債務	663,135	579,252
営業債権及びその他の債権	826,972	794,898	リース負債	19,340	17,305
デリバティブ金融資産	5,444	4,642	社債及び借入金	164,138	167,775
棚卸資産	288,302	280,982	デリバティブ金融負債	4,682	5,480
未収法人所得税	11,403	11,002	未払法人所得税	8,900	20,633
その他の流動資産	104,736	59,991	引当金	3,955	2,437
小計	1,446,273	1,405,796	その他の流動負債	104,482	79,676
売却目的で保有する資産	16,248	38,743	小計	968,635	872,560
<b>流動資産合計</b>	<b>1,462,521</b>	<b>1,444,540</b>	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	4,815	19,260
<b>非流動資産</b>			<b>流動負債合計</b>	<b>973,450</b>	<b>891,821</b>
有形固定資産	234,340	195,414	<b>非流動負債</b>		
使用権資産	97,547	65,603	リース負債	85,749	54,104
のれん	132,597	85,731	社債及び借入金	742,566	715,929
無形資産	92,170	70,834	営業債務及びその他の債務	9,671	9,234
投資不動産	9,982	8,116	デリバティブ金融負債	555	38
持分法で会計処理されている投資	616,145	559,939	退職給付に係る負債	24,114	22,713
営業債権及びその他の債権	87,955	86,293	引当金	44,599	48,962
その他の投資	130,905	129,781	その他の非流動負債	12,445	15,421
デリバティブ金融資産	1,223	1,328	繰延税金負債	38,093	26,042
その他の非流動資産	10,003	6,650	<b>非流動負債合計</b>	<b>957,795</b>	<b>892,445</b>
繰延税金資産	11,478	6,609	<b>負債合計</b>	<b>1,931,245</b>	<b>1,784,266</b>
<b>非流動資産合計</b>	<b>1,424,351</b>	<b>1,216,303</b>	<b>資本</b>		
<b>資産合計</b>	<b>2,886,873</b>	<b>2,660,843</b>	資本金	160,339	160,339
			資本剰余金	96,448	147,601
			自己株式	△ 21,915	△ 31,058
			その他の資本の構成要素	199,190	138,638
			利益剰余金	490,013	422,193
			親会社の所有者に帰属する持分合計	924,076	837,713
			非支配持分	31,550	38,863
			<b>資本合計</b>	<b>955,627</b>	<b>876,576</b>
			<b>負債及び資本合計</b>	<b>2,886,873</b>	<b>2,660,843</b>

連結純損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2023年4月1日～2024年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2022年4月1日～2023年3月31日)
収益		
商品の販売に係る収益	2,299,715	2,368,500
サービス及びその他の販売に係る収益	114,933	111,339
収益合計	2,414,649	2,479,840
原価	△ 2,088,694	△ 2,142,272
売上総利益	325,955	337,567
販売費及び一般管理費	△ 241,464	△ 222,771
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	2,077	2,197
固定資産減損損失	△ 4,983	△ 14,338
関係会社整理益	8,073	30,776
関係会社整理損	△ 3,980	△ 8,604
その他の収益	14,379	11,040
その他の費用	△ 12,327	△ 8,301
その他の収益・費用合計	3,240	12,770
金融収益		
受取利息	11,928	12,802
受取配当金	5,545	6,732
その他の金融収益	684	—
金融収益合計	18,158	19,534
金融費用		
支払利息	△ 24,006	△ 18,537
その他の金融費用	—	△ 808
金融費用合計	△ 24,006	△ 19,345
持分法による投資損益	43,615	27,282
税引前利益	125,498	155,036
法人所得税費用	△ 22,437	△ 39,211
当期純利益	103,060	115,824
当期純利益の帰属：		
親会社の所有者	100,765	111,247
非支配持分	2,294	4,577
計	103,060	115,824



## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年4月1日～2024年3月31日)	前連結会計年度 (2022年4月1日～2023年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
当期純利益	103,060	115,824
減価償却費及び償却費	42,034	39,907
固定資産減損損失	4,983	14,338
金融収益及び金融費用	5,848	△ 188
持分法による投資損益 (△は益)	△ 43,615	△ 27,282
固定資産除売却損益 (△は益)	△ 2,077	△ 2,197
法人所得税費用	22,437	39,211
営業債権及びその他の債権の増減 (△は増加)	△ 57,489	22,129
棚卸資産の増減 (△は増加)	48,044	△ 41,710
営業債務及びその他の債務の増減 (△は減少)	36,020	26,246
その他の資産及び負債の増減	△ 22,434	21,684
退職給付に係る負債の増減 (△は減少)	7	△ 515
その他	△ 9,378	△ 20,343
小計	127,440	187,105
利息の受取額	11,053	13,142
配当金の受取額	40,759	37,965
利息の支払額	△ 26,092	△ 18,495
法人所得税の支払額	△ 40,973	△ 48,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	112,187	171,639
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△ 27,093	△ 25,684
有形固定資産の売却による収入	4,327	6,785
無形資産の取得による支出	△ 4,122	△ 12,579
短期貸付金の増減 (△は増加)	1,071	146
長期貸付けによる支出	△ 9,812	△ 688
長期貸付金の回収による収入	5,239	1,635
子会社の取得による収支 (△は支出)	△ 37,632	△ 1,991
子会社の売却による収支 (△は支出)	26,088	12,207
投資の取得による支出	△ 62,681	△ 47,139
投資の売却による収入	37,022	76,849
その他	80,022	19,616
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,429	29,157
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金及びコマース・ペーパーの増減 (△は減少)	△ 21,243	△ 64,360
長期借入れによる収入	291,528	166,826
長期借入金の返済による支出	△ 332,428	△ 271,685
社債の償還による支出	△ 10,000	△ 10,000
リース負債の返済による支出	△ 17,769	△ 16,929
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△ 22,020	△ 3
非支配持分株主からの払込による収入	991	1,564
自己株式の売却による収入	65	29
自己株式の取得による支出	△ 42,675	△ 139
配当金の支払額	△ 29,504	△ 29,208
非支配持分株主への配当金の支払額	△ 3,127	△ 5,047
その他	△ 340	△ 1,411
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 186,523	△ 230,367
現金及び現金同等物の減少額	△ 61,907	△ 29,570
現金及び現金同等物の期首残高	247,286	271,651
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,895	5,260
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	△ 54
現金及び現金同等物の期末残高	196,275	247,286

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度末 (2024年3月31日)	(ご参考) 前事業年度末 (2023年3月31日)	科 目	当事業年度末 (2024年3月31日)	(ご参考) 前事業年度末 (2023年3月31日)
	資 産 の 部			負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>620,527</b>	<b>689,621</b>	<b>流動負債</b>	<b>601,423</b>	<b>536,115</b>
現金及び預金	52,519	88,482	支払手形	1,256	24,224
受取手形	7,311	7,061	買掛金	287,150	252,676
売掛金	169,845	179,411	短期借入金	159,421	112,720
商品	47,830	56,449	コマーシャル・ペーパー	—	35,000
前渡金	11,484	7,962	1年内償還予定の社債	10,000	10,000
短期貸付金	73,090	138,690	未払法人税等	923	1,360
その他	258,594	211,723	預り金	105,624	58,173
貸倒引当金	△ 149	△ 159	賞与引当金	4,955	5,753
<b>固定資産</b>	<b>1,068,060</b>	<b>899,051</b>	その他	32,090	36,205
<b>有形固定資産</b>	<b>14,162</b>	<b>14,223</b>	<b>固定負債</b>	<b>593,587</b>	<b>571,174</b>
建物	4,524	4,485	社債	50,000	60,000
土地	8,395	8,396	長期借入金	525,182	487,705
その他	1,242	1,341	退職給付引当金	9,195	9,681
<b>無形固定資産</b>	<b>9,557</b>	<b>10,178</b>	株式給付引当金	1,441	720
ソフトウェア	7,794	5,566	債務保証等損失引当金	3,255	8,368
のれん	491	746	その他	4,513	4,698
その他	1,270	3,864	<b>負債合計</b>	<b>1,195,010</b>	<b>1,107,289</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,044,340</b>	<b>874,650</b>	<b>純 資 産 の 部</b>		
投資有価証券	87,408	88,334	<b>株主資本</b>	<b>478,169</b>	<b>468,927</b>
関係会社株式	799,407	663,652	資本金	160,339	160,339
関係会社出資金等	44,762	50,355	資本剰余金	152,160	155,503
長期貸付金	87,117	27,028	資本準備金	152,160	152,160
固定化営業債権	70,077	90,175	その他資本剰余金	—	3,343
繰延税金資産	14,393	12,067	<b>利益剰余金</b>	<b>187,817</b>	<b>184,375</b>
その他	18,606	24,083	その他利益剰余金		
貸倒引当金	△ 66,951	△ 73,840	繰越利益剰余金	187,817	184,375
投資損失引当金	△ 10,480	△ 7,206	自己株式	△ 22,147	△ 31,291
<b>繰延資産</b>	<b>157</b>	<b>200</b>	評価・換算差額等	15,564	12,656
社債発行費	157	200	その他有価証券評価差額金	30,809	23,632
<b>資産合計</b>	<b>1,688,744</b>	<b>1,588,873</b>	繰延ヘッジ損益	△ 15,244	△ 10,976
			<b>純資産合計</b>	<b>493,734</b>	<b>481,583</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>1,688,744</b>	<b>1,588,873</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2023年4月1日～2024年3月31日)	(ご参考) 前事業年度 (2022年4月1日～2023年3月31日)
収益	568,742	763,373
原価	508,108	705,083
売上総利益	60,633	58,290
販売費及び一般管理費	69,283	68,837
営業損失 (△)	△ 8,650	△ 10,547
営業外収益		
受取利息	6,073	5,090
受取配当金	90,969	99,027
その他	6,991	14,898
営業外収益合計	104,034	119,016
営業外費用		
支払利息	8,719	7,980
デリバティブ評価損	1,333	518
為替差損	2,807	1,522
その他	5,367	6,648
営業外費用合計	18,228	16,669
経常利益	77,155	91,799
特別利益		
固定資産売却益	8	7
関係会社株式等売却益	7,629	29,269
投資有価証券等売却益	13,258	34,510
貸倒引当金戻入益	3,331	—
特別利益合計	24,228	63,786
特別損失		
固定資産除売却損	54	22
減損損失	297	10,957
関係会社等整理・引当損	28,207	52,254
投資有価証券等売却損	39	25
投資有価証券等評価損	1,002	383
特別損失合計	29,601	63,643
税引前当期純利益	71,781	91,943
法人税、住民税及び事業税	△ 5,552	1,532
法人税等調整額	△ 3,554	8,483
法人税等合計	△ 9,107	10,016
当期純利益	80,888	81,927

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

双日株式会社  
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉浦 宏 明指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富田 亮 平指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 引敷林 嗣 伸

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、双日株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、双日株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性については我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

双日株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦 宏明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富田 亮平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	引敷林 嗣伸

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、双日株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
 

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読み、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともにその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

双日株式会社	監査役会			
常勤監査役	榑引	雅亮		㊟
常勤監査役	本田	武弘		㊟
社外監査役	長沢	美智子		㊟
社外監査役	山本	員裕		㊟
社外監査役	亀井	純子		㊟

# 株主総会会場ご案内図

日時

2024年6月18日(火曜日)  
午前10時開会(受付開始 午前9時)

会場

東京會館 3階「ローズ」  
東京都千代田区丸の内三丁目2番1号  
☎ 03-3215-2111



- 開会間際には、会場受付の混雑が予想されます。お早目のご来場をお願い申し上げます。
- お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場記念品の配布及びお飲み物の提供はございません。
- 会場での配慮が必要な方は、2024年6月11日(火曜日)までに下記までご連絡ください。IR室 統合ディスクロージャー課 03-6871-5000 (代表)
- 今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイト上でお知らせいたします。  
<https://www.sojitz.com/jp/ir/meetings/general/>

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



交通

- J R 京葉線「東京駅」6番出口より徒歩3分  
「有楽町駅」国際フォーラム口より徒歩5分  
「東京駅」丸の内南口より徒歩10分
- 地下鉄
- |       |      |             |
|-------|------|-------------|
| 東京メトロ | 千代田線 | 「二重橋前駅」     |
|       | 有楽町線 | 「有楽町駅」 B5出口 |
|       | 日比谷線 | 「日比谷駅」 直結   |
| 都営地下鉄 | 三田線  | 「日比谷駅」      |

## 双日株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
<https://www.sojitz.com/>

UD  
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
環境に配慮した植物油インキを使用しています。